

平成 18 年第 5 回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成 18 年 8 月 24 日（木）午後 1 時 30 分～

場 所：石狩市役所 4 階 401 会議室

事務局出席者：15 名

銚井部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、
開発主査、清野主査、小柳主査、天池主査、武藤主査、中西主査、
宮原主査、鈴木技師、佐藤主事

委員出席者：9 名

余湖 典昭、菅野 勲、堂柿 栄輔、佐藤 雅代、三國 哲男、土門 隆一、
安藤 牧子、永井 雅師、松井 隆文

傍 聴 者：7 名

議 事：（１）石狩市水道ビジョンについて（答申）
（２）石狩市浜益区簡易水道の事業再評価について（諮問）
（３）第三者委託について（諮問）

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 皆さんこんにちは。時間となりましたので、ただいまから平成 18 年第 5 回石狩市水道事業運営委員会を開催致します。

本日、眞柄、小笠原、荒澤、伊関の各委員が所要のため欠席される旨の連絡を頂いてございます。また、三國委員につきましては、10 分程度遅れる旨の連絡がございましたので、報告致します。

それでは、開催に当たりまして水道部長の銚井よりご挨拶申し上げます。

銚井部長 皆様こんにちは。大変お忙しい中をご参加頂きましてありがとうございます。

水道ビジョンの本格審議も今回で 4 回目と大詰を迎えております。前回までにビジョンの最終章までのご審議を賜りましたことから、水道部としては市民参加の手続きに沿いまして、7 月 14 日から 8 月 14 日までの 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施致しましたところ、3 名の方から 21 件のご意見を頂戴しました。本日はまず、これらのご意見に対する市水道事業者としての回答について、ご報告を申し上げたいと思います。

その後、事務局がお示しをする石狩市水道ビジョンの答申案に基づきご審議を頂きたいと存じます。答申を頂けましたら、石狩市浜益区の簡易水道の事業再評価について、それから水道法に基づく第三者委託についての諮問をそれぞれさせて頂きたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

伊藤課長 続きまして、余湖会長よりご挨拶を頂きたいと思います。

余湖会長 お暑い中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。今日も非常に盛りだくさんの審議内容となっておりますので、早速審議に入らせて頂きます。

事務局、よろしくお願いします。

下野課長 それでは、私から座ってご説明させていただきます。

先ほど部長からもご説明がありましたが、水道ビジョンに関しましてパブリックコメントを 1 ヶ月間実施してございます。皆様に資料として事前にお配りしておりますパブリックコメントと手続の結果についてご説明致します。

市民より提出されたパブリックコメントの資料につきましては、3 人から A、B、C ということで質問なり意見が全部で 21 件きてございます。

もう 1 部の方は、手続の結果（案）ということで、これは事務局として意見に対しまして、回答を載せたものでございます。こちらの方で説明をさせて頂

きたいと思います。

石狩市水道ビジョンに対する意見の対応でございますけれども、4つに分けて「採用」、これに関しましては意見に基づき案を修正するもの、「一部採用」、意見の一部に基づき案を修正するもの、「不採用」、意見を案に反映しないもの、「その他」、意見として伺ったもの、と4つの分類に分けてございます。

まず、Aの方の質問でございますけれども、全体を通しての意見というところでございます。

市の将来水道事業計画の基本となる将来人口推計については、平成47年の人口を77,500人とし、右肩上がりで人口が増えることになっているが、市村合併時の将来推計人口では平成42年に57,592人としており、現実との乖離が見られる。これに対しまして回答案でございますけれども、「その他」としたところでございます。これは意見として伺うということです。本市における上水道区域は札幌市に隣接し、石狩湾新港地域を有するなど、都市として恵まれた地理的環境下にあります。そのような中で市民のライフラインでもある水道政策は、生活の安心と経済活動の活性化を確保すること、そして将来世代に責任が持て、自立したまちづくりの実現を図る恒久水源の確保などを堅持させる基本姿勢をもって計画立案しなければならないという、長期的視点を有する都市政策的な計画であると認識しております。このような基本認識の下、平成16年度に実施した事業再評価における行政区域内人口の推計作業では、本市におけるまちづくり計画をも十分踏まえ過去の人口データ実績のみを考えた時系列傾向分析※1ではなく、地域特性を十分勘案できる要因別分析をもって定量的かつ論理的に推計したところであります。今回の市水道ビジョンに掲載した平成16年度の行政区域内人口推計においては、本市におけるまちづくり計画でもある「石狩市都市マスタープラン」の目標人口を上限値として設定し、将来人口推計を行なった結果を掲載したところであります。なお、市村合併時に示した人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所が試算したものを参考としてお示したものであります。本市では、その将来人口の設定に関しては、各部局における計画の性格を十分踏まえ、それぞれにおいて推計設定することとしております。これは、財政計画的な視点を強く要する計画、これは3年とか5年ぐらいの短期的な計画でございます。それと、都市政策的な視点を強く要する計画、これに関しましては、水道事業なども含みまして30年とかという長期的な計画とに分けられるためでございます。以上のことを踏まえ、本ビジョンでは、市民のライフラインを持続的に堅持させること、更には、都市としての人口収容能力にも大きく関わる重要な社会基盤施設としての性格を勘案し、都市政策的な視点からの水源確保を行なうこととしております。ただし、その基本フレームとなる将来人口推計に関しては、概ね5年毎に見直しを行なうこととしていることを申し添えます、という回答案でございます。

続きまして、「緊急貯水槽」について。

本ビジョンでは1箇所5,000万円で13箇所の緊急貯水槽を新たに設置することになっているが、貯水槽建設費総額とその後の維持管理費を考えると膨大な費用となる。新たに貯水槽を建設するのではなく、現浄水場を数ヶ所維持するか、又は非常用の飲料水を確保することで緊急時の対応を考えるべきである。[回答・案]でございますけれども、これは不採用ということでございます。

内容としましては、「石狩市における地震被害想定」では、想定最大震度6強の地震が発生した場合、水道管路被害箇所数579箇所におよび、給水区域全域にわたり断水が発生すると想定されます。そのため、最低限の水量(1人1日3リットル、3日分)を徒歩で利用できる地点に確保するため、既受水槽の利用を含め、新たに13箇所の緊急貯水槽の設定が必要と判断しております。この緊急貯水槽は、既設配水管と接続され、配水管の一部として機能するものであり、常に緊急貯水槽内を水が流れることから、その水の安全性には問題があ

りません。しかも配水管と同様に維持管理費は殆ど発生致しません。

この緊急時の水の確保は、現在使用している浄水場でも可能と考えられますが、旧耐震基準時に設計・施工された老朽化した浄水場が多く、大規模な地震発生時には崩壊の危険性もあり、浄水不能となる可能性も否定できません。

また、石狩西部広域水道企業団からの受水後、旧石狩市の全ての浄水場を廃止する予定であり、受水以降もこれら浄水場で緊急時の水を確保するためには、日常的に浄水処理を行う必要があるため、その費用も二重となります。このように、現浄水場を数箇所維持して対応する場合には、①給水拠点が限られるため徒歩による水の確保が困難となる②老朽化した浄水場が多く、更新が必要となる③旧耐震基準時に設計・施工された浄水場が多く、耐震補強が必要となる④緊急時に有効に利用するためには、日頃から常に浄水処理を行う必要があり、高額な維持管理費用が必要となる等の問題があります。以上のことを踏まえ本ビジョンでは、災害対策等の充実を図り緊急貯水槽の整備を推進させようとするところであります。

続きまして、「水道の料金」について。

本ビジョンは今後10年程度としている。しかし、料金表は平成22年度までしか記されていません。当別ダムから供用開始は平成25年を予定しているが供用後の料金についてもビジョンの中に盛り込むべきである。[回答・案]でございますけれども、不採用とさせていただきます。水道料金につきましては、合併前三市村で異なっていた料金体系を平成22年度までに段階的に統一することとしております。今後の水道料金につきましては、本ビジョンなどを踏まえ、最大限のコスト削減努力を図りつつ、各年度の経営収支や利益剰余金などを勘案しながら検討していくものと考えております。特に、用水供給が開始される平成25年度以降については、用水供給単価が経営収支に大きく影響するところです。その用水供給原価につきましては、平成13年度に公表しておりますが、平成16年度に実施した事業再評価において、供給量を減じたことによる事業の見直しを行なうという結果を踏まえまして、現在その算定基礎となる全体事業費や事業計画、財政計画について検討中であることから、未だ用水供給単価が確定しておりません。ですから、ビジョンの中に盛り込めない情勢にあることをご理解願います、ということでございます。

続きまして、札幌市の分水の費用負担について。

札幌市の分水は、残すとしている。しかし既に送水管の老朽化が進んでいると考えられるので、今後、送水管の布設替えの予定はあるか、また費用負担も明確にすべきである。[回答・案]でございますけれども、「その他」としております。札幌市の分水につきましては、石狩西部広域水道企業団からの受水開始に伴い取りやめる計画です。このため、送水管の布設替えの予定は有りません。

次に環境への影響の低減について。

“水は循環している”ということを考え、「環境への影響の低減について」は、例えば食器の汚れを拭き取ることや、油を流さないことなど、各家庭が水を汚さないような工夫も必要。そのことを市民周知していくことも含め、本ビジョンに入れるべきである。[回答・案]でございますけれども、「採用」ということで、ご意見の趣旨を踏まえ、本ビジョンに記載することに致します。

※加筆内容でございますけれども下を書いてございますけれども、アンダーラインを引いてございます。「なお、私達は“水は循環している”ということを、市民一人一人が再認識しなければならないものと考えます。(例えば食器の汚れを拭き取ることや、油を流さないことなど、各家庭が水を汚さないような取り組みを行なうことが、環境への影響の低減につながります)」、ということでございます。会長、一人分の回答が終わりました。いかがいたしますか。

余湖会長

1 回切りましょうか、長くなるので。非常に沢山の意見が出ておりまして、問題に対する関心の高さがこれからも伺えると思いますが、一応4ページまで

のご説明がございましたが、これについて、何かご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか、また後から全体を通してご質問を受けたいと思います。それでは引き続きお願いします。これ全文を読むとかなり時間が掛かりますよね、適当に。

下野課長

それでは5ページの次の方のご意見でございます。

水道事業者の責務について。

本ビジョンでは、水道事業者の責務として、「安全」で「満足（安心）」できる水を「安定」的に供給するとあるが、満足の中にはおいしい水と健康上害のない水を期待することから、「満足（おいしい、安心）」としたらどうか。努力姿勢も重要である。[回答・案]でございますけども、「採用」いたします。ご意見の趣旨を踏まえ、本ビジョンに加筆致します。加筆内容につきましては、「満足（安心）」→「満足（安心、おいしい）」というふうに修正致します。

次に「快適な水」の定義について。

「快適な水」の定義について、快適な水（おいしい水）の定義を明確にして欲しい。[回答・案]でございますけども、「採用」ということでご意見の趣旨を踏まえ、快適な水の定義を加筆致します。加筆内容ですけども、「快適な水※」の如くマーキングした上で、以下の文言を注として加筆するということで、ここでいう「快適な水」とは、例えば異臭味被害や低水圧苦情などがなく、しかも市民の皆さまに対し給水制限を余儀なくさせることのないよう適切な浄水処理能力を確保し、なおかつ法定検査受検義務のない小規模受水槽においても、定期清掃などがしっかりと行われ、衛生的な水が常に供給されるという、いわゆる市民に満足（安心、おいしい）される水道水と考えております。なお、おいしい水の基準は人それぞれですが、例えば、以下の表に示す如き項目があることを、参考までにご紹介しておきます。参考表は厚生労働省が1985年に「おいしい水研究会」で出しております基準を下にしています。参考表に示した基準を石狩市に当てはめると、残留塩素以外、その殆どがおいしい水の基準内にあることを申し添えます。

続きまして、将来像の設定について。

健全「経営」を実現させる水道では、企業的ニュアンスが強いので、市民サービスが持続できる「健全経営」の水道としたらどうか。[回答・案]でございますけども、「不採用」とさせていただきます。本ビジョンの基本方針は、第4章の「将来像の設定」において定めた4つのキーワード（安全、安定、満足、経営）を踏まえ掲げたものであります。そのため、これら4つの基本方針の中に盛り込まれたキーワードを際立たせるため、あえて「」をもって強調し示しております。よって、ご意見としてあるような意図ではないことを、先ずはご理解願います。以下、省略します。

次のご意見でございます、「上水道給水量と下水道整備」について。

上水道給水量と下水道整備の関連性を記載した方がいいのでは。これら一対の記載が重要なのでは。これに対しまして[回答・案]でございますけども、「採用」致します。ご意見の趣旨を踏まえ、加筆致します。加筆内容につきましては中段にございますけども、アンダーラインを引いてございます。しかしながら、地域住民の水道布設や下水道整備への要望が高まった、次に水需要も人口増大や下水道普及率の向上などによって順調に増加してきました、というところを加筆してございます。

次の意見でございますけども、これまでの水道事業について。

これまでの水道事業は市民サービスとして、生活要求の追従型で行われてきたと認識しているが、間違っているか。これに対しましては、「その他」としました。本市における水道事業は、地域住民の水道布設への要望が高まるごとに段階的に水道事業の創設及び施設の拡充を行い、地区毎に施設整備を実施してまいりました。まさしくこれまでの期間は、ご意見にもあるとおり、生活要求

の追従型で行われて来た一面を有する、市民生活のライフライン建設の時代でもあったと認識しております。今後は、このような多面的な役割を堅実に担っていくために、老朽化著しい既存施設などをどのように管理・運営し、そして21世紀にふさわしい水道へどう持続的に発展させていくかということが、これからの水道事業者に求められる大きな課題であるものと認識しております。本ビジョンは、このような問題意識をもって策定したところであります、という回答でございます。

続きまして、給水サービスの向上について。

「市民への給水サービスの向上」とあるが、市民の目線に立ち「市民の生活から求められる給水サービス」としたらどうか。[回答・案]でございますけども、「採用」させていただきます。このご意見の趣旨を踏まえまして、修正致します。

修正内容でございますけども、下に書いてございますアンダーラインで、「給水サービスの向上」を修正しまして、「市民の生活から求められる供給サービス」というふうに変えたいと思います。

続きまして、水道水の安全性について。

石狩市水道の安全性を説明し、将来の水源となる当別ダムについての安全性も説明すべきでは。また、札幌市水道の定山溪水源では問題物質が注目されているということであるが札幌分水の安全性はどうか。[回答・案]でございますけども、「不採用」とさせていただきます。本市の水道につきましては、各浄水場において、ろ過施設が設置されており、適切な浄水処理を行うことにより、国の厳しい水質基準を全て満足させた状態で、市民の皆さまへ安全な水として給水しております。

次に、用水供給を受ける石狩西部広域水道企業団の水源である当別ダムにつきましては、事業予定地及びその周辺について環境アセスメントを実施しており、原水の水質汚濁や富栄養化等が生じる可能性は低いと報告されております。

なお、同企業団が今後建設する浄水場において、その原水が適切に浄水処理され本市同様、国の厳しい水質基準を全て満足させた状態で安全な水として給水されることになっております。また、分水を受けている札幌市の水道につきましても同様であり、国の厳しい水質基準を全てクリアしているため、その安全性については問題ありません。

次に、市民の要望苦情について。

市民団体の具体名を明確にすべき。また苦情についての原因説明が無く対策だけでは、無駄な事業と誤解されるのでは、というご意見でございます。[回答・案]としましては、「採用」させていただきます。ご意見の趣旨を踏まえ、市民団体の具体名及び苦情についての原因説明を加筆致します。市民団体（当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会）、というのを加筆いたします。それと、要望の提出月日をアンダーラインで、(H16.6.4 要望書提出) ということで、加筆させていただきます。

続きまして、苦情などの原因説明のところでございますけども、水圧に関しましては（宅内給水管の汚れによる水の出が悪いなど）、水質に関しまして（宅内給水管の錆による赤水など）を加筆させていただきます。

続きまして、水源(地下水)について。

地盤沈下や塩水混入が心配、都市化に伴う地下水汚染の可能性ありといったが、その根拠説明に欠け、当別ダムの水源の確保のための便法にしか受け止めることが出来ない。[回答・案]でございますけども、「採用」とさせていただきます。ご意見の趣旨を踏まえ、本編の他に「参考資料」ということで、別途、地盤沈下や塩水化などに関する資料を作成致します。ということで先ほど皆様にお配りした資料のなかに、「参考資料」もお配りしております。内容については、水道ビジョンの中で地下水についてパワーポイントで説明した資料を掲載してございます。後で、一読して頂ければと思います。

続きまして、札幌分水について。

本編では不足分は札幌分水とあるが、石狩市の給水能力が本編から約 25,000 m^3 /日であり、実給水は約 15,000 m^3 /日であるから、遊休（余剰）水利は 10,000 m^3 /日となるため、札幌市から水利権の引き上げが行われる恐れが出るのでは。

[回答・案]でございますけども、「その他」とさせていただきます。札幌市からの分水は、花川北団地の開発に伴う水道水の確保のため、一日最大給水量を 7,080 m^3 /日とした分水協定を締結したのが始まりです。本市の浄水能力については、厚田・浜益区の簡易水道分を含めると約 25,000 m^3 /日になりますが、簡易水道地区から上水道地区へその余剰水を融通させることは、地理的に無理であり、それを可能にさせようとするには、莫大な費用が必要となります。

また、札幌分水を除いた上水道地区の浄水能力については、14,814 m^3 /日ありますが、これは各浄水施設完成時の能力の合計であって、老朽化した施設である今は、約 12,500 m^3 /日程度まで機能低下しているのが実態です。このような実質浄水能力に対し、近年の一日最大給水量は約 16,500 m^3 /日程度ですので、その差約 4,000 m^3 /日は、自己水源で賄うことができず、全量、札幌分水に頼らざるを得ない情勢にあります。従って、本市上水道地区は、平成 25 年度に予定されている石狩西部広域水道企業団からの用水供給を受水するまでの間、その不足水量分を札幌分水に頼らざるを得ない状況となっており、札幌市もこのことに理解を示して頂いております。なお、この札幌分水については、同企業団からの受水開始に伴い取りやめる計画であることを申し添えます、という回答でございます。

続きまして、将来給水量について。

本ビジョン本編では一日最大給水量に加えて、下水道整備が進んだ場合の見込み給水量を説明しておくべきではないか。また、産業用水量が説明されないと当別ダム水源お必要性が全く見えてこない。[回答・案]でございますけども、「不採用」とさせていただきます。平成 16 年度に広域化促進地域上水道施設整備事業の再評価を行なった際に、今後の給水量を見定めております。この給水量推計では、過去の下水道普及率などから生活用原単位を設定し推計しております。また、この推計では、水使用形態が異なる新港地区（主に産業用水量）と新港外地区（主に生活用水量）に分けて、個別に推定したうえで両者の需要水量を加算して全体の水量を算出しております。更に、当別ダム水源の必要性については、平成 16 年度に行いました再評価の中で、地下水の継続や工業用水などの代替案について比較・検討し、石狩西部広域水道企業団からの用水受水（当別ダム）が、本市における最善策であるとの結果に至っております。以上のことから、ご意見の趣旨については既に本ビジョンの中で盛り込まれておりますのでご理解願います。

次に、水道料金について。

石狩市の水道料金が高いという言葉が日常茶飯事に言われているが、下水道料金も含めて全国的な比較をもって説明して下さい。[回答・案]は、「その他」とします。水道料金に関しましては、1 ヶ月に 20 m^3 使用した場合の家庭用下水道料金は、全国 1,800 事業体で平均 3,105 円となっております。石狩市の 20 m^3 の水道料金は 4,315 円となっております。これは、全国平均と比較すると 1,210 円高く、また事業数分布では、全 1,800 事業体中、料金の高い方から上位 170～353 事業体に属するものとなっております。グラフで見ますと、真ん中より右側でございます。

続きまして下水道使用料金について、でございます。

同様に 1 ヶ月に 20 m^3 使用した場合の家庭用下水道使用料は、全国 1,323 事業体で平均 2,570 円となっております。本市の 20 m^3 の下水道使用料は 2,370 円となります。これは、全国平均と比較すると 200 円安く、また事業数分布では全 1,323 事業体中、料金の高い方から上位 621～907 事業体に属するものと

なっております。グラフでは真ん中よりも左側の安い方になっております。

都道府県別の水道料金について、水道料金は地域による格差が見られ、最高額と最低額では 2.5 倍程度の格差があります。これら地域格差の主な要因としては、給水地域における地理的、歴史的要因と社会的要因が考えられます。

まとめ、としまして本市の水道料金が全国平均より高いのは、比較的布設年次が新しいこと、未普及地域などに対する水道建設費が大きいこと、建設費に係る起債の償還額が大きいこと、給水区域が広く人口密度が低いことため投資効率が悪いことなどがその理由としてあげられます。なお、本市水道料金を北海道内で比較した場合には、概ね平均値となっております。

続きまして、代替水源の検討について。

本ビジョンにおいて、現水利および新規整備等による「振替え水源の検討」がなされていないような気がする。[回答・案]でございますけども、「不採用」ということで。これにつきましても、平成 16 年度に広域化促進地域上水道施設整備事業の再評価を行なった際に、現施設の改修及び地下水の継続、工業用水の活用など考えられる代替案を全てあげ、それぞれについて比較・検討しております。その結果、石狩西部広域水道企業団からの用水受水が本市における最善策であるとの結果に至っております。以上のことから、ご意見の趣旨については、既に先の再評価において、検討済みでありますので、ご理解願います。

2 人目の B さんのご意見に対する回答でございます。

余湖会長 はい、どうもありがとうございました。

沢山あります。随分、熱心に読んでいただいたという感じがしますが、5 ページから 14 ページまでになりますか。事務局案について、何かご質問・ご意見何かございますでしょうか。

堂柿委員 1 点だけ。9 ページの「市民の要望苦情」についての回答案についてですが、①の市民団体の名前を挙げてらっしゃるところなんですけれども、ビジョンの本文の中に特定の市民団体の名前を入れるのは、なんとなく違和感が私の中にはあります。たまたま 1 つだったということで、書きやすいということはあると思いますし、隠すべきことだとは思いますが、ここで明記する必要は無いように私個人は感じましたので、コメントさせていただきます。

余湖会長 これだとちょっと分かりにくいですが、ビジョンの文章を今日お持ちでしょうか。水道ビジョンの 22 ページの（2）として、市民からの要望や苦情ということで、実はこの部分は当別ダムに関わることなんですね。そのところで、ビジョンの再評価の中でも取り上げられていることなので、ここで再び出てくるということに対する違和感、というお話だとは思いますが。その点、委員の皆さん如何でしょうか。何かご意見ございませんか。

菅野委員 やっぱこういう、一般的な用語だとかはない方がいいですけどね。何か特定のほうにこう表現されているというのは、ちょっと。私どもは答申として出すうえでちょっと違和感がある。

余湖会長 これたまたま、もしも外の団体が出てきたら全部書くのかっていう話になる。かなり違和感があるなっていうのは私も思いますが。事務局いかがですか。

下野課長 委員皆様がそうおっしゃられるのであれば。当初は省いておりましたが、ご意見がありましたので、入っていれば真実味がもっと沸くのかなと。ましてや当別ダムの再評価、企業団の再評価においても、市民団体には名称が付いてございましたので、私どもも入れても問題無いのかなということで、今回は採用するというに至ったんですが。

余湖会長 ちょっと性格が違ふと思うので、多分皆さんそういうご意見だと思うので、そういうふうな。ですから、回答案としては採用ですけども、不採用という方向にして頂ければと思います。

下野課長 ここでは意見が 2 つございまして、苦情の方もございますので、一部採用というような形で。

余湖会長 苦情の方は具体的に。②のほうですね。②のほうは問題ないと思います。
 下野課長 上の方については、不採用ということで。
 余湖会長 元の形に戻すということになりますかね。
 下野課長 上の方については、今皆様が言われたような形で不採用にしたいと思います。
 余湖会長 元の形に戻すのであれば、直さなくてもいいのかな。
 堂柿委員 ちょっといいですか。この方は大変影響されている感じですが、一般的に石狩市の水道がこの方には全く理解というか、合わないというような感じなんです。石狩市の場合は簡易水道もありますし上水道の部分もある。これやっばり、上水道の部分を指して一般的に言っている。

下野課長 私どもは、一つ一つの意見に対しまして、先ほどの 25,000 トンの意見も上水道のみの意見ですが、それに答えています。

堂柿委員 私が言うのはですね、元々、水というのはやはり地域特性といいますかね、地域ごとに色々ありますから。色々なものを含んでいる、要素があると思うんです。特に、塩素をもってカップがべったりつくだとか、というふうに私どもは理解していないんですよ。どんなもんですかね。そういうことと、下水道事業と水道事業っていうのは、ある程度、上水と下水っていうのは上から下という関係から繋がっているんですけども、私どもが水道ビジョンは本来、下水道事業まで考えてやることなんでしょうか。その辺りがちょっと分かりづらいと思います。

下野課長 一つ一つの問題で、下水道の部分も加筆した方がいいんじゃないか、という点につきましては上水道の今までの流れは、下水道事業をやったものだから上水道もそれに追いついてサービスをしたということで、そこで下水道を入れなさいってことです。

堂柿委員 物事の考え方ですから、色んな意見が出るのは当然ですよ。本来この私どものビジョンに対してそこまで考えてやるのかということになると、その他にも色んな要素が出てきて、ちょっとポイントがずれるような、ぼけるような気がするものですから、ちょっと意見として申し上げました。

余湖会長 このコメントの中には、下水道に関する事が2回出てきます。7ページの上のほうの上水道供給量と下水道整備についての質問ですね。これは多分、過去の下水道の需要量を考えた時に、下水道の整備によって水の使用料が増えたということをかけているんですよ、多分。それと下水道の普及率が上がったらまた水道使用料が増えるっていうのを、ちゃんと見込んでいるのかっていう意味なんですかね。ご質問としては。そんなふうに僕は見たんですが。それは当然要素としては入っているというお答えですよ。

下野課長 はい、そうです。

余湖会長 関連することは関連するんですけど、ちょっと誤解されている質問も結構ある。特にビジョンの場合は、使用水量の予測の条件をこと細かく書くようなものではないので、再評価のほうには結構書いたと思うんですが。ですから、その辺は分かって頂けるんでないかなと。

菅野委員 色々書くというのは、書く方がいいのかは分かりませんが。少しポイントがずれてくるんです。枠が広がるとそれだけ、やはり何かバクっとしたものになってしまうような感じがします。

余湖会長 事務局の方もあれですよ。親切に答えている。他にいかがでしょうか。

松井委員 市民の側に立った意見ではないのかもしれませんが、私が申し上げることは。委員の方ですね、一番はじめの採用ということになっているんですけども、満足（おいしい）。「おいしい」という言葉を入れるということですよ。

こういうと変な言い方かもしれませんが、社会資本とか公共サービスっていうのは私は最低限だろうと思うんです。おいしい水が欲しければですね、おいしいっていうのは情緒的な感覚的な表現でして、私がおいしいと思う水と、他の人がおいしいと思う水は違うんですよ。そうすると、このおいしいと思う人

は対価を払って、その気に入る水を手に入ればいいと私は考えるんですよ。

だから、ここでおいしいという言葉を表すと 1000 人の人が私はおいしくない、私はおいしいということになる。一体おいしいって何なのとなる。そうすると、どれだけのコストを払えばいいのかというふうになってくると思います。私は「安全と安心」は、いいと思うんです。安全っていうのは水質基準ではっきりと数値が出ますから。よしこれをクリアしていれば安全と。安心はですね、例えば給水制限が 10 年間に 1 回だと、安心だと。「おいしい」っていう言葉をここに入れてしまうと、何かこう余計な期待っていうか、混乱をしてしまわないかなっていう不安がちょっとある。確かに、市民の側から行政サービスに対して「安全で安心でおいしい水を」っていうと、そういう要望はけしからんと。

如何にもいい立場ではないんだけど、でもここまでは出来ますよね。これ以上はあなたが努力をして下さいというのは。これからの行政サービス、しかもコストは非常に限られたものですから。そういう立場でもあり得るのかなっていうのが私の意見です。

余湖会長 事務局案では、水道ビジョンの 6 ページですよ。6 ページのこの図の中に入るっていうことになりますか。

下野課長 はい、そのとおりでございます。

余湖会長 でも他にもいっぱい出てくるんですね、多分。文章にもありますよね。図の 1 の下 2 行目ですか。「満足（安心）」という表現がこのビジョンの中にはここだけですか。何かもっとあったような気がしないでもないんだけど。

清野主査 工務課の清野です。今回の草案に、掲載されているのは 6 ページだけであります。なお、概要版の 1 ページをご覧頂きたいんですが、ここに「満足（安心）」というキーワードがございますので、この点を 2 箇所を変えればよいかと。

余湖会長 そうなるとですね、その「おいしい」ということが唯一定義がなくて言葉だけ出てくるということですよ、ハッキリ言うとな。次の質問に対しては、その 6 ページにあるような快適水質項目といていたものですが、こういうものが一応、厚生省から出てはいるんですけども、これはビジョンの本編には載ってはいないですね。そうすると、一番重要になってくるキーワードの中にですね、ちょっと曖昧な表現が入ってくるということも、また事実ですね。

おいしくない水を供給しているとずっと文句を言われる可能性がある。変な言い方をすれば、確かにこれは非常にデリケートな表現なんですよ。

下野課長 事務局の案としましては、厚生労働省で出している水道ビジョンの中でも「おいしい」とキーワードを使っているんで、今回、いまご意見があったように、おいしいって何だっていう話なんですけれども、おいしいより、まず最初に安全ということで、おいしいを全面に持ってくるのではなくて、「安心、つぎにおいしい」といった順番にしたら、いかがでしょうか。

佐藤委員 「安心そしておいしい」とか。

余湖会長 安全で安心以上のものってないですよ。ある意味では、安全で安心までいくかっていう感じがするぐらいですね。

菅野委員 私ども石狩市で、水を飲んでいますが、そんなにおいしくない水だっているってないんです、実は。塩素はほとんど感じた事は無いんです。でもこの方はすごく感じると。こういう感覚の問題ですよ。ですから、それこそ今おっしゃったとおり、おいしいっていう定義はなかなか難しい。

余湖会長 この参考表も、これはある意味では目安ですのでね。多分、これ「おいしい」っていう言葉を入れたら、ビジョンのなかに、この参考表をどっかに入れないと駄目だっていう議論になりませんか。ちょっと皆さんのご意見を伺いたいと思います。この点いかがですか。

安藤委員 私も市民から寄せられる要望に、全て答えるというのは限りがありますし、色んな方面で財政が逼迫している中で、最低限どこまでを公的なところが供給すべきか、ということを考えると、先ほどおっしゃられたことについて

納得いたします。感覚的なもので、私も日によってすごく塩素を感じたり、そうでなかったりということがありますので、全くこれは感覚的なことですし、それ以上のものを得たければ、それは個人が対価を払って得るということでもいいのではないのでしょうか。限られたお金の中でどこまでをやるかということを考えればいいと思います。

余湖会長

市民代表の安藤委員からそういうふうにいわれると、非常に心強いんですけど。この表もちょっと1つ大事な、水温っていうのが一番下にありますが、水って冷やした方が大体おいしいんです。だから同じ温度にしないと比較できない。だから水温が特に表流水の場合は夏場に高くなりますから、おいしくないって言われちゃうっていう、色んな問題が出てきますから。この点いかがですか。

永井委員

もうちょっと申し上げますと、「おいしい水研究会」って20年ほど前に作られているんですけど、この時の時代背景としては恐らく焦点となっていたのは関西圏を中心ですね。異臭問題、残留塩素ですね。これに概ね2000万人ぐらいいたというなかで、尚且つペットボトル、そうしたミネラルウォーター類が水道水の約1500倍と、ガソリンより高いというやつが出てきている。そして色んなもの、事業体として、これじゃまずいということで国も含めて色んな物を用意したと思うんですよ。今いったようにおいしい水っていうのは、私どもも何年か前か忘れましたが、100人の人に市販のミネラルウォーター2種類、それと札幌の違ったところの2箇所の水を持ってきて、水温はまず一定にしてという条件の下に、飲み比べをしてもらったんですよ。結果としてはバラバラでしたよ。ですから、そのおいしいっていう感覚が人によって先ほどありましたように、違うんですよ。今言ったように、おいしいっていうならば井戸の水を汲んで、我々に無いものですね。例えば表現とするならば「良質な水」といったような方が感覚にピンとくるのかな、ということも私は感じているんですよ。ですからベストな表現がなかなかちょっと、見当たらないっていうのが正直なところですね。

余湖会長

表現としては「おいしい」は入れなくてもいいのかなあ、というご意見と考えるとよろしいですか。

永井委員

まあ、「快適な水」って言えばなんとなく・・・。

余湖会長

ただ、これビジョンのキーワードなので、ちょっといじると影響は大きいですよ。僕も、実はいま永井さんがいわれたことを、同じことを学生に対して最近やったんです。札幌のボトルウォーター売っていますよね、あれとミネラルウォーターを何本か買ってきて、全部のみ比べてみたんですよ。

もうめちゃくちゃですよ、順番。これやっぱり時代背景がかなり違うんですよ。いま水道は、もう昔不味かったところも構造処理を導入して、こういうものをクリアするように努力していますので、これもちょっと時代遅れかなという点がありますね。

鉾井部長

わかりました。

松井委員

私もおいしいという表現については、どっちにしないさっていう話じゃないんですけども、ビジョンに書くからには市民に対するお約束になるんだろうなと思うんですよ。厚生労働省が挙げているか挙げていないかは別問題。

石狩市として、おいしいっていうものを目指すかどうかだと思うんです。

そうした時に、先ほど言われたように「おいしい」ってものは感覚的なものだっていうこともありますし、それだけのコストを掛けて追求するのかっていう部分だと思うんですけども。結果的に「おいしい」って書かないで、市民に対してお約束はしないで、石狩市でおいしい水を内部として目指していくと。結果的に、市民の皆さんに石狩市の水はおいしいよって言って貰えるのは構わないと思うんですけども、ビジョンとして謳うのは良いのかどうかという問題だと。言ったからにはお約束として守らなければいけな

いということですね、本当においしいって言えるからには後ろの、今後の見通しですとか、予算の部分を含めて影響を受けるのではないかなとは思いますが。入れるからには、それなりの覚悟というか、持って入れなければいけないと。

余湖会長 分かりました。さっき部長が分かりました、とおっしゃったのはそういうことですね。

鉾井部長 そういうことで、こだわりというものもありますし、感覚的なもので、皆さんのご意見を尊重し、その辺は不採用ということで。

余湖会長 それと、その下の質問ですが、この「快適な水（おいしい水の定義）を明確にして欲しい」というのは、これはこの言葉をどこかビジョンで使っているという質問ですかね。ちょっとこれ分からなかったんですが。

菅野委員 水質基準の中の快適水質項目ってありましたよね、そこの中で出しているのかもしれないですね。

余湖会長 そうですね。

下野課長 ８ページの四角で囲っている第３章にあります。

余湖会長 第３章。そうですね。

下野課長 これは水道事業の概要のところですね。

余湖会長 そうということですね。そうすると、下のほうの質問は５ページ下の質問は、今の話とは影響を受けないというふうに考えればいいですね。上だけの話。

はい、分かりました。他にご意見ございませんでしょうか。それでは最後までよろしくお願いします。

下野課長 それではＣの方のご意見、まずタイトルについて。

「受け継ぐ歴史、そして未来へ」は本ビジョンのタイトルとして如何なものか。水道の将来像が見えてこない。[回答・案]でございますけれども、「一部採用」ということで。石狩市における水道にとって、昭和３６年から４８年の事業創設以降の期間は、その普及率を０％から１００％近いレベルまで急激に向上させた、市民生活のライフライン建設の時代でもありました。このことは、これまで本市の水道事業に携わった先人が、幾多の困難を乗り越えてきた成果であり、我々はその努力に心から感謝しつつ、虚心坦懐にその心を学び、先ずは過去の歴史をしっかりと受継がなければなりません。その上で、これら出来上がった施設を今後どのように管理・運営し、そして２１世紀にふさわしい水道へどう発展させていくかということが、これからの水道事業者に求められる大きな課題であるものと考えております。※加筆内容でございますけれども、アンダーラインを引いてございます。しかしながら我々は、幾多の困難を乗り越えてきた先人達の努力に心から感謝しつつ、虚心坦懐にその心を学び、過去の歴史をしっかりと受継ぐことにより、市民の安心と豊かな生活を未来次代の子ども達へも確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し、市民の皆さまのご理解とご協力を頂きつつ、「受け継ぐ歴史、そして未来へ」を本ビジョンの副題に掲げ、ということで、この部分を加筆したいと思います。

続きまして、本文について。

一般市民が役所特有の文章を理解するのは大変なこと。本ビジョンをもっと一般市民向けに表現し、アピールすべきである。[回答・案]でございますけれども、「一部採用」ということで。本ビジョンの策定に当たっては専門的な用語について、その都度解説を加え、市民の皆さまにとって理解しやすい内容とするため、できる限り図や表を作成し豊富に掲載するよう努めました。

また、本編ではより詳しく知りたい方を意識して策定し、概要版では本ビジョンのアウトラインを知りたい方を意識して策定してございます。なお、ご意見の趣旨を踏まえ、よりわかりやすくすることを目的に「参考資料」を別途作成し、必要と思われるデータなどを追加することと致します。先ほどお

見せしました、参考資料を付けたということで、一部採用としました。

続きまして、花川南浄水場における環境への影響低減について。

本ビジョン本編の表－３４において、環境目標と目標達成の意味がわかりにくいということでございますけども、[回答・案]は「採用」するということで、ご意見の趣旨を踏まえ、本ビジョン本編の表－３４に、注書きとしてその説明を記載することに致します。加筆内容でございますけども、ここには記載してございませんが、注意ということで各環境目標値については、市独自に設定したもの、１６年度目標達成実績については、平成１４年度実績を基準値として、それに対して達成度を示したものであるということで、注書きを書き足したいと思います。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。多分、最初の１５ページのところを見ると文章長いですね。ちょっとこれ何とかして欲しいなと思って。 「この水道ビジョンに掲げた目標は達成が容易なものばかりではなく、むしろかなり難しいものも多くあると認識しております。」、ここまではいいですけど、「しかしながら我々は、幾多の困難を乗り越えてきた先人達の努力に心から感謝しつつ、虚心坦懐にその心を学び、過去の歴史をしっかりと受け継ぐことにより、市民の安心と豊かな生活を未来の子ども達へも確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し、市民の皆様のご理解とご協力を頂きつつ・・・」、もう読んでるうちに嫌になってくるんです。どっかで切りましょう、これ。「しかしながら我々は、幾多の困難を乗り越えてきた先人達の努力に感謝しつつ、虚心坦懐にその心を学び、過去の歴史をしっかりと受け継がなければなりません。」ですかね、例えばこう切ったとしますよね。そして次に「市民の安全と豊かな生活を子ども達へも確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し、市民の皆様のご理解とご協力を頂きつつ、「受継ぐ歴史、そして未来へ」を本ビジョンの副題に掲げ、これら高いハードルにも積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。」、これでも後半長いですね、ちょっとね。「・・・受け継がなければなりません」で切るのは多分ご理解頂けますね。その後の文章、どっか削るか何かするか。「市民の皆様のご理解とご協力を頂きつつ」っていうのは、これ取りますか。そうするとちょっとスッキリとするんですね。ある意味では当然のことですので。「市民の安心と豊かな生活を未来の子ども達へも確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し、「受継ぐ歴史、そして未来へ」を本ビジョンの副題に掲げ、これら高いハードルにも積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。」、この文章の「これら高いハードル」って何を意味しているんですか。

鈴木部長
余湖会長
堂柿委員

「これら目標を検討する」っていうことです。

ちょっと抽象的ですね。

ちょっといいですか。「市民の安心で豊かな生活を未来の子ども達に確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し」で、「市民の皆さま・・・」は置いてですね。「受継ぐ歴史、そして未来へ」を本ビジョンの副題に掲げました。」ということで１回切って、その後に「市民の皆さま方のご理解とご協力を頂きつつ、これら高いハードルにも積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。」でいいんじゃないですか。

余湖会長

素晴らしい。今のいかがですか。「過去の歴史をしっかりと受け継がなければなりませんと、市民の安心と豊かな生活を子ども達へも確実に、しかも持続的に継承し得る水道を目指し、「受け継ぐ歴史、そして未来へ」を本ビジョンの副題に掲げました。市民の皆様のご理解とご協力を頂きつつ、これら高いハードルにも積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。」

よろしいですね。はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。

一番最後に、このパブリックコメントの原文があったんです。特にBの方については、なんとなく書いてあるというようなコメントが書いてあるんで

すけども、これはよろしいですかね。ちょっと誤解があるかなという箇所も、塩素が絶対にくっついているというような表現は、ちょっと困ったなと思ったんですけれども。それでは一応、ちょっと時間が掛かりましたがパブリックコメント及びその回答についてご審議頂きました。全体についてご質問・ご意見ございますでしょうか。

永井委員

言い忘れていたんですけれど。14ページのまとめっていうところなんですよ、上のほうの。その前のところで水道の料金との比較を説明して下さいということでは、上下水道とか出していますよね。尋ねられているのはこのことであるので、このまとめの部分で書きますと。やっぱりここで感じたのは、料金が高い理由がこういう背景がありますよとなりますよね。そうしたら例えば、建設費に掛かる負債。これの例えば、民法の話が入っていかざるを得ない気がするんですよ。例えば何年後にナンボ借りたときの金利がナンボなんですかと。例えば7.3%以上上回っているやつがあったら、それから5%から何%引かざる。その金利がどれほど負担、死活になるのかっているのかといったような議論にも考えるような気がするんですよ。今はおそらく3%ぐらいですか。これは僕の感覚ですよ。僕の思いとしては、水道料金の比較データを出して欲しいということですから、データを出しただけで最後をまとめというのはどうなんでしょうね。全く必要ないとは言いませんが、あえて載せなくてもいいのかなっていう気がするんですよ。水道料金がどうしてこんだけ高いんだって、高い理由を示せと。石狩市は他の近隣と比べてそうしたことを求められているのであれば、例えば今言ったように昭和47年から人口増に対する設備投資がこうですよ、ああですよっていうことになるんですよ。説明っていうのは、そういうことを求めているのではないのでしょうかね。

下野課長

事務局の考え方としては、質問っていうか意見を一番最初に石狩市の水道料金は高いっていう件できてますので、それに対して何故高いのかっていうことをまとめて、意見の回答として記載しています。現実には、全国平均価格から比べると高いですが、北海道でいえば概ね平均値であります。

余湖会長

これ札幌分水のことは入ってこない、理由として。そういう説明を結構受けたような気がしたんですけれど。

下野課長

理由の中には載せてございませんけど、載せれといわれれば。

余湖会長

いや、随分そういう話を聞かされたもんですから。

銚井部長

この質問者が、どこまで聞いてきているのかがちょっと不明なもので。

余湖会長

であれば、まとめはいらんんじゃないですか。それと、最後の1行ありますね。北海道内で比較した場合には概ね平均値。これが水道のところには入っていないんですよ、多分。何か同じようなことが、まとめにいっぱい書いてある。水道料金、下水道使用料金、都道府県別使用料金と。

下野課長

13ページには道内の平均額と他都市を比較してみるとということで、重複している部分もございます。

余湖会長

ありますね。

堂柿委員

一番最後に北海道内で比較した場合の平均値となっておりますので、この2つのグラフを道内で作っては如何なんでしょうか。道内全部が高いんだともし言われれば、一番最後の分、北海道の水道料金っていうのは全国と比べてこのぐらい高い数字になっているっていうふうに。

佐藤委員

ただ道内で作るとばらつきが、数が少ない分ばらつきがすごく大きくなってしまいうんですよ。事業者の数が少なくて、すごくばらつきがあるので、ちょっと誤解を招くかもしれない。

余湖会長

こういうふうな分布には、多分ならないですね。

佐藤委員

ならないですね。図としては多分こっちの方が。全体的に説明が、やはりこう説明がきちっとしたいという趣旨で、中身がこう突っ込んで解説してい

余湖会長
佐藤委員　　るんですよ。ちょっとくどく感じるんですよ。
　　ちょっと、くどいですよ。

　　そうすると、全体的に何か分かりづらくなってきている。個々に説明しているから、上水と下水道、全国と比較して各々解説しているからちょっと分かりづらくなっている。もう少し説明するのだったら分かりやすくしたほうが。

銚井部長
余湖会長　　何円高いっていうのを、そのところで説明すれば良いと。

　　その前に、都道府県別の水道料金のところも、最初の２行はいいですけど、その後の地域格差の原因がどうだこうだとか、北海道が全国平均の１．３倍だとかは、そこまで入らないような気がするんですね。最後の、石狩市の水道料金は道内の平均額と概ね等しいって。これがポイントなので。

堂柿委員　　多分パブリックコメントですか、そういうところに出た場合それを見た人、読んだ人がなかなか理解しづらくなってくる。だからある程度簡単というか、簡潔に表現した方が、なお理解しやすいんじゃないかと。やはり、結論を出すためには、ある程度解説をしないと、結論が出づらいついていうのは分かりますけども。

余湖会長　　でも随分、重複して同じことを書いてあるような気がします、ここは。
　　ちょっと整理して頂くということで。他にご意見ございませんか。それでは、事務局の方から何か配られるんですでしたか。一応、こんな形でというようなフォーマットが。修正が幾つか出てきましたけれども、結構大きな修正もありました。どのような感じでホームページに載るかというフォーマット、今配られますね。

佐藤委員
下野課長　　これから修正ですね。

　　今言われた修正については出来てございませんけども、最終的にパブコメをやって意見を頂いたものですから、回答しなければなりません。ホームページなりあい・ボードで今月末か来月の上旬には載せたいと思っています。

　　形式的には、先ほどお配りしたものとちょっと形式は違いますが、意見と意見内容、回答が右側になっています。

余湖会長　　これが、パソコンのモニターにこういうふうに写ってくるというようなイメージだということですね。あんまりこの様式好きじゃないんですけどね。

　　非常に見にくいんですよ。

下野課長
余湖会長　　その書式については、石狩市で決まっております。

　　それじゃあ、今日幾つかご指摘を頂いた分については、今月中に出すんですね。

下野課長
余湖会長　　そうですね。今月末か来月上旬に。

　　最後まで進めていない部分もありますけれども、その辺の文面は私にお任せ頂くということで、よろしいでしょうか。じゃあということで、事務局で検討して頂いた上で、私が確認して最終的なパブリックコメントの回答として出すということにさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、次に４月２６日に本委員会に諮問のあった水道ビジョンの内容については前回の委員会で議論が終了しました。今回のパブリックコメントの回答を得て、一部終了した部分もあります。ということで、それを受けて、今日はこの委員会から市長に宛てに答申をする。その時のかがみの文章の原案を、事務局から説明をお願い致します。

下野課長　　それでは事務局案でございますけども、中身についてご説明申し上げます。

　　１枚開いて頂きまして、「石狩市水道ビジョン」に対する答申。

　　〔ビジョン策定の背景〕

　　現在、わが国は、社会的な問題の一つとして、いわゆる団塊の世代が退職を迎える２００７年問題に直面しています。このことは本市においても同様であり、豊富な経験やノウハウを有する職員の多くが間もなく退職の時期を迎え、長きにわたり受継がれてきた歴史や技術の継承が、危ぶまれようとしており

ます。そのような中で本市は、昨年１０月に旧・石狩市、旧・厚田村、旧・浜益村と歴史的な合併を行ない、「新・石狩市」となることにより、一つの上水道事業と三つの簡易水道事業を有するまちとなりました。今後の市水道事業の歩みにおいては、大きな課題を克服するため、官民一体となった取り組みをこれまで以上に強化するとともに、本市における現状の水道システムを進化させ、未来に引き継ぎうる持続可能な水道を維持・構築していかなければなりません。近年における市水道事業を取り巻く環境は、多くの事業者と同様です。特に上水道事業の主たる水源が地下水であることから、地盤沈下や塩水化の恐れがある中で、水道需要の伸び率は低迷し財政負担の増大に対し収入が増えず、市の水道事業経営は大変厳しい環境にあります。しかも老朽化した施設の更新や、災害対策への取り組みなども強く求められています。なかでも恒久水源の確保は極めて重要な課題であり、市は平成４年度より石狩西部広域水道企業団へ参画することにより実現させようとしています。その一方で、市民ニーズは多様化し、水道水の安全性に関する取り組みも益々重要になってきております。今後、市水道事業者は、経営状況が厳しい中で、どうすれば安全で安心できる水を安定して供給できるかを基本に経営の効率化、健全化を着実に進めていかなければなりません。

[ビジョン内容の考察]

以上のような認識に立ち市水道事業者は、平成１６年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」を踏まえ、『石狩市水道ビジョン』の策定に取り組みました。これは三市村合併後の新しい石狩市水道事業の概ね１０年先を見定めた経営戦略指標となるものです。ビジョンでは、市水道事業の概要が説明された上で、各種データを用いた客観的な現状分析と評価が行なわれております。続いて、「清浄にして豊富な水の供給を図る」ことを水道のあるべき姿とし、「市民のための水道、市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道」が基本理念とされました。その上で安全、安定、満足、経営をキーワードに、各種基本方針や目標が設定され、具体的なアクションプログラムが展開されました。本委員会では市水道事業者から示されたビジョン案に沿って、４月２６日、５月３１日、７月４日、８月２４日にそれぞれ審議を行ないました。

その結果、各実現方策の実行時において、①財政計画などを策定し計画的に実施すること、②コスト縮減対策への尚一層の努力を行なうこと、更には③浄水場施設等の第三者委託導入に関して慎重なる検討を行なうことを求めつつも、事業者の論述を妥当なものであると判断致しました。

[おわりに]

本市における水道は、これまで施設拡充を現実化させることにより９９％の高普及率を達成させ、公衆衛生の向上と生活環境の改善、石狩湾新港地域をはじめとした産業経済活動の推進に大きく寄与してきており、市民・道民生活に欠くことのできないライフラインとなっております。このことは、本市水道創設以来、水道事業に携わった先人が幾多の困難を乗り越えてきた成果であり、我々はその努力に心から感謝しなければなりません。しかしながら、市水道はいま大きな転換期を迎えております。量的な整備がほぼなされた現在、水道に寄せられる市民の期待は、財政の健全性を保ちつつ、水道水質の一層の向上、災害に対する水道システムの安定性向上、更には多様化・高度化するニーズへの適切な対応など、水道サービスの質を問うものになってきております。本委員会では、今後の市内部における事務手続きはあるものの、市水道事業者が今回提案した『石狩市水道ビジョン』の内容が妥当であるとの結論に達しました。今後は本ビジョンを踏まえ、市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道を目指し、五十年、百年の大計で、引き続き適切な水道事業運営と各種事業計画を市水道事業者の叡智と知恵、そして決断力をもって適確に取り進めていくことを期待致します。

以上です。

余湖会長 はい、ありがとうございました。この文面について、ご意見伺います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの答申によってですね、この委員会でお認め頂いたということで、一応地域水道ビジョンに関する審議はこれをもって終了ということになります。どうもありがとうございました。

伊藤課長 それでは、石狩市水道ビジョンについて石狩市水道事業運営委員会 会長 余 湖 典 昭会長より答申を頂きます。

余湖会長 答申 平成18年4月26日付けで諮問のあった下記案件について、審議の結果、妥当であると判断したということで、「石狩市水道ビジョン」大変立派な議論ができたと思います。ありがとうございました。

伊藤課長 続きまして、石狩市助役 白 井 俊 よりご挨拶申し上げます。

白井助役 本来であれば、田岡市長がご挨拶を申し上げるところでありますけども、本日、厚田・浜益区で市長開放事業ということで代わって私より挨拶をさせて頂きたいと存じます。本日は、第五回石狩市水道事業運営委員会の開催に当たり、皆様には時節柄何かとご多忙の中、本運営委員会にご出席頂き、厚くお礼申し上げます。本市の水道事業は、未普及地域の解消が達成されるなど量的な整備がほぼなされた現在、水道に寄せられる市民の期待は、財政の健全性を保ちつつ、水道水質の一層の向上、災害に対する水道システムの安全性の確保、更には、多様化・高度化するニーズへの適切な対応を求めるなど水道サービスの質を問うものになってきております。

このような状況の中で、市水道事業としては、平成十六年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」を踏まえ、余湖会長様をはじめ、各委員の精力的なご審議によりまして、合併後の新しい本市水道事業の概ね十年先を見定めた「経営戦略指標」となる「石狩市水道ビジョン」の答申を頂くことが出来ますことについて、重ねて厚くお礼を申し上げます。この水道ビジョンに掲げられた目標はその達成が容易なものばかりとは言えず、むしろかなり難しいものも数多くあると認識しておりますが、市民の安心と豊かな生活を、次世代の人たちにも確実にしかも持続的に継承し得る水道を目指し、市民の皆様のご理解とご協力を頂いてこれらの高いハードルにも果敢にチャレンジしてまいりたいと考えております。また、簡易水道事業における浜益区の老朽化した配水管の布設替事業に係る事業再評価並びに水道ビジョンの審議において、位置付けられた「水道の運営基盤の強化・顧客サービスの向上」を図るため「第三者への業務委託」の実施について本委員会に諮問をさせて頂くこととしております。本審議は、本市の財政状況や集中改革プランにおける水道事業の第三者委託の背景や法的定義などについてご説明をさせて頂いた後、市水道ビジョンにおいて示された第三者委託の検討方法に基づき、他事業体の事例調査や浄水場縮減効果等を見定め、第三者委託の実施に向けての具体的な検討を開始して頂くこととしたいと考えておりますので、委員各位には特段のご理解をお願い申し上げ、水道ビジョン答申並びに第三者委託の諮問に当たってのご挨拶とさせて頂きます。何卒よろしくお願い申し上げます。

伊藤課長 それでは、続きまして石狩市浜益区簡易水道基幹改良事業再評価並びに第三者委託について、石狩市助役 白 井 俊 より諮問させて頂きます。

白井助役 石狩市水道事業運営委員会 会長 余 湖 典 昭 様 石狩市長 田 岡 克 介 石狩市浜益区簡易水道基幹改良事業の再評価について 諮問

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例第2条の規定に基づき諮問致します。

記

諮問案件 石狩市浜益区簡易水道事業基幹改良事業の再評価について

石狩市水道事業運営委員会 会長 余 湖 典 昭 様 石狩市長 田 岡 克 介
水道法に基づく第三者委託について 諮問

下記案件について、石狩市水道事業運営委員会条例第2条の決定に基づき
諮問致します。

記

諮問案件 第三者委託について

伊藤課長 ありがとうございます。白井助役におかれては、この後、公務を控えているため退席させて頂くことをご了承願いたいと存じます。

白井助役 どうぞよろしく、お願い致します。

余湖会長 やっと石狩の水道ビジョン、多分これは北海道内の札幌を除いた水道ビジョンのモデルになるだろうと。他の街が結構、出来るのを待っているということで、大変大きな仕事にご協力頂きましてありがとうございました。

 と思いましたが、また2つ諮問を受けましたので、時間も押しておりますので、浜益区簡易水道の基幹改良事業の再評価と第三者委託の2つの諮問を受けましたが、浜益の案件についての説明を終えてから休憩を取りたいというふうに思います。事務局、説明をお願い致します。

赤間課長 それでは、私の方からご説明をさせていただきます。ただ今諮問いたしました、浜益区簡易水道基幹改良事業の再評価についてでございますけれども、委員の皆様配布いたしました浜益区簡易水道事業の改良事業の再評価と再評価調書というものを配布しております。その再評価調書に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。

 浜益区簡易水道は皆様ご承知のとおり、昭和39年に水道事業認可を受けまして、創設後、昭和46年、昭和51年、平成11年と3度の拡張を経て、現在に至っております。創設時及び昭和46年に布設されました導・配水管のうち、老朽化した石綿セメント管の布設延長が給水区域内配水管の20%を超えており、有収率は50%を下回っている状況でございました。また、老朽化した石綿セメント管において漏水事故が度々発生しまして、その都度、断水を余儀なくされてきたところでございます。これらを改善し、将来とも安全で豊富な水道水を供給することを目的に、平成13年度から平成20年度まで、国庫補助事業の採択を受け、石綿セメント管及び老朽管の更新整備を進めているところでございます。本事業につきましては、事業採択後5年を経過しておりますことから、社会経済情勢などの変化を踏まえまして事業再評価を行うものであります。全体の事業費については、総事業費513,724,000円で補助基本額が362,582,000円、補助金額が145,032,000円となっております。事業の概要でございますけれども、導水管・ポリエチレン、口径200～150mmで延長4,020m、配水管・ポリエチレン・塩化ビニール・ダクタイル鋳鉄管口径150～75mmで延長12,500mの事業内容でございます。次に事業の効果については、漏水事故防止による安定供給の確保、有収率の向上による事業運営の健全化、更には安定的な供給が可能となりまして、ライフラインとしての信頼性が回復するところでございます。評価の内容ですが、論点評価をしてございます。

 まず1点目の、事業採択後の社会情勢等の変化についてでございますけれども、水需要については、給水人口は減少傾向にありますが、一人当たりの使用水量は増加しております。これに対して、一日平均給水量は平成15年度以降の配水管更新工事の効果もございまして、有収率の改善が見られ減少しているところでございます。また、漏水事故による給水制限は減少しておりますが、住民はこれらの不安を取り除くために事業の早期完了を望んでいるところでございます。

 2番目の事業採択後の進捗状況でございます。

本事業は、当初平成13年度から平成19年度までの計画でございましたが、市町村合併等による財政事情から、完了年を平成20年度まで延長しました。平成17年度までの事業の進捗率は事業費ベースで70.6%となっており、平成18年度末では、85.2%までに達する予定となっております。

次に、コスト縮減及び代替案の可能性についてでございます。

関連事業としまして、国道、市道改良事業等との同時施工が可能な箇所につきましては年次を併せて施工し、コストの縮減を図っております。今後とも費用削減のため新たな技術、資機材について検討し、その活用に努めます。

本事業は、平成18年度末には85.2%に達する予定で、有収率も事業開始前の44.2%から62.9%と改善されており事業による投資効果が顕著に表れているため、残りの事業を早期に完成させることが最良の方法と考えられ、これに代わって検討すべき代替案は見当たらないと考えております。

次に、費用対効果の分析についてでございます。本事業は平成19、20年度の2ヶ年で石綿セメント管・老朽管の更新が完成し、漏水事故の減少、災害に強い地域社会の形成、住民への水道水の安定供給が確保されますことから、本事業の継続は妥当であると考えられます。事業対評価の結果でございますけれども、継続としております。その評価理由は、漏水事故防止による水道水の安定供給と有収率の向上による事業の円滑な運営を図るために本事業を継続して早期に完了を目指すものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

余湖会長

はい、どうもありがとうございました。先日、浜益の浄水場など皆様ご覧になったと思いますが、この文章の中で、コスト縮減及び代替案の可能性というところにパーセントで数字が書いてありまして、有収率も事業開始前の44.2%から62.9%に改善されているというのは、有収率が44.2%ということは100から44.2を引いた割合だけ水がどこかに抜けていたってことです。

つまり半分以上は何処かへいっていた。ですから、これはもう水道としては、有収率が20%近く上がるというのは非常に効果が出ている。最終的には80なんパーセントですか、目標にしているのは。要するに、100水を作っていても昔は半分は抜けていたので非常に設計とも絡んでくるということで、当然推進すべき事業だと思っています。いかがでしょうか。何かご意見・ご質問ございますか。

堂柿委員

数字の意味なんですけど。1ページの最後から2枚目、この中身というよりも、大体半分ぐらいのところに給水原価という言葉があって、この343円は、先ほど見た石狩市の水道料金が高いとか安いってところで15m³以下なら170円で、何m³以下なら単価270円っていう数字があったと思うんですよね。その数字とこの数字の比較、同じ意味の数字なんですか。

伊藤課長

当然いいですね、料金自体について、合併前は厚田区、浜益区の料金体系が違っていました。それで厚田区、浜益区の料金について、石狩市の水道料金と比べると基本的に高かったということです。従いまして、用水供給単価が273円となりますので、当然それに比較して、今回説明している単価については高くなるということになっております。水道料金については、合併後5年間をもって基本的に石狩市に合わせることになっております。

下野課長

補足の説明ですが、給水原価というのは、支出の金額、年間の総額がございまして。それを年間の売った水量で割った金額でございます。1トン当たりの生産ってというのが浜益は343円。先ほどの料金といいますのは、供給単価という、売った値段を水量で割ったらナンボになるかと。ですから先ほど170円でありましたが、最終的に石狩市の上水道でいえば、273円が生産の原価です。供給している原価はおおよそ250円なので、生産する方が高いんですけども、20円安く皆様にお届けしている。その20円は何処から出てくるかと

いいますと、水道料金以外の受託工事費といって、料金収入以外のもので、カバーをしております。

堂柿委員
余湖会長
佐藤委員

言葉の意味がわかりました、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

事業費ベースで、トータル総事業費 5 億強の事業であって、昨年度末までで約 7 割進捗していてというお話しで、以後は 3 年度分について事業費が設定されているわけですが、再評価調書、3 番ですね、ご説明して頂いて、今後とも費用削減のための新たな技術、資機材について検討し、その活用に努めるとあります。今後、直面している事業費が大きく上がるというような見込みはあるんですか。それとも、コスト削減に努めた上での金額しか、すでにこの金額というふうになっているんでしょうか。

余湖会長

今まで削減の努力をしてきて、その工法なりを使って今後 2 年間もやると。一応この金額は動かないでしょうと。

赤間課長

既存の改良事業費は、他のものと合わせて施設改良費としていましたから、前は別々にやっていて、かなりの金額のばらつきが出ておりました。

余湖会長

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。一番上の表の再評価調書、これは多分、厚生省当たりに行くんですか。こういう形が。そして下の塗ってある部分ありますね。「第三者評価結果と評価理由」、これはこの委員会での結果を入れるということになりますか。それは次回の委員会までに、文面を入れて委員会で議論する。特に、他にご意見無ければですね、当然続けて然るべきだという方向でこの委員会でご了承頂いたということにさせて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、休憩とします。

(休 憩 後)

余湖会長

それでは先ほども申し上げましたが、水道法に基づく第三者委託について、市長より諮問を受けました。非常に大きな問題で、多分、水道ビジョン以上に色んなところで注目される問題だと思います。まず事務局の方から説明をして頂いて、その後、質疑応答という形を取らせて頂きます。よろしくお願い致します。

開発主査

水道部業務課総務営業担当の開発克久と申します。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。本日の説明につきましては、お手元に配布してございます資料等を用いまして説明させていただきます。それでは、まず最初に第三者委託を審議するに当たりまして、全体像をお示ししたいと思います。

年内の開催については、本日 8 月 24 日に第 1 回の審議を行いまして、9 月、10 月にそれぞれ月 1 回の審議を行った後、10 月中旬から 1 ヶ月程度掛けまして、パブリックコメントの実施、それから 12 月上旬頃に当委員会から第三者委託の答申を頂く、という予定であります。続きまして、実際に第三者委託についての審議をどのように進めていくのか、その審議内容のあり方ですが、お手元にありますように、第 1、第 2、第 3 の 3 段階に区分し、その段階毎に審議をして頂き、本日は第 1 段階の (1) と (2) の審議を行う予定となっております。なお、第三者委託についてのコスト削減効果を検討・審議していくべきという方向性が示されますと、第 2 段階へと進みます。これは 9 月の当委員会での審議予定となりますが、先ほど答申を頂きました石狩市水道ビジョン、具体的に申しますと 118 ページにコスト削減の評価についてフローがありますが、そのフローに基づきまして審議を行って頂くこととなります。次に第 3 段階、この段階へと進みますと、非常に重たい審議内容となり、懸案事項やその対応策などが主な審議内容となってくるものと考えております。第三段階については審議内容を 2 つに区分し、第 1

段階では委託に対する懸案事項を、具体的な審議項目として水道事業者の業務と責任、又は委託後も従来どおりの水道サービスが確保・維持されるのか、リスク分担はどうか。そして一番皆様が関心のあるところであり受託者が倒産した場合の対応や、受託者に給水義務違反があった際の責任の所在、更に委託後の監視体制について、自己評価と外部評価の視点からの審議を予定しております。また、もう一つの区分であります受託業者の選定方法と受託者決定までのスケジュールなどの審議を考えております。

それでは、本日の審議項目となります、第1段階の（1）の第三者委託の背景とその位置付けにつきまして、最初の具体的な審議項目であります石狩市の財政状況及び本年3月に策定しました集中改革プラン、水道事業会計の概要並びに第三者委託を検討する理由について、説明してまいりたいと存じます。まず、石狩市の財政状況についてであります。資料をご覧ください。

長引く景気の低迷や減税により、市税収入は平成11年度の約84億円をピークに減少傾向にあり、平成16年度においては約74億円で、ピーク時に比べ10億円も落ち込むなど、非常に厳しい状況となっております。

また、基金については、平成9年度の拓銀の倒産によりまして非常に経済状況が冷え込み、積立をしてきました基金も同年度以降の歳入不足による取り崩しで急激に残高が減少し底を突いている状況にあります。このことから言えますことは、収入は減少傾向にあるにもかかわらず、支出は増大が予想されるなど頭を抱える財政状況になっていると言えます。因みに、平成19年度の予算編成については、財政当局から一般財源ベースで対前年度比10%削減の指示が出されるなど、聖域を設けることなく事務事業内容の一層の見直しが求められております。次は、市の集中改革プランについてです。

お手元に、本年3月に策定しました石狩市集中改革プランの冊子があると思います。まず、水道事業を含む本市の行政改革は、平成13年2月に市が取り組むべき行政改革に関する基本的な考え方や具体的な取り組み内容を盛り込んだ新しい石狩市行政改革大綱を策定し、健全な自治体運営と行財政システムの確立に努めてまいりました。また、着実に進展する少子高齢化で行政需要は拡大し、現在の財政構造のままでは破綻することが予想されたため、平成14年8月に財政構造改革方針を策定し、市役所の組織をあげて財政の健全化に邁進してまいりました。その後、第二次行政改革大綱に基づき、行政改革実施計画を作成し同計画がスタートするところでしたが、平成17年3月に総務省が策定した「指針」に基づき行政改革を推進するための具体的な計画である集中改革プランを策定したところであります。なお、本プランについては、全国の自治体や水道事業を営む公営企業にも求められたことから、先ほど申しました第二次行政改革大綱の策定に先行して水道事業も含めた市全体計画として策定した経緯があります。このプランは、平成17年度から平成21年度までを改革の期間として、「小さな市役所」という目指すべき方向性のもと、4つの基本方針を定めており、少数精鋭の行政経営、市役所と市民の役割分担、市役所と地域との協働、市民への公表という、この4つの方針を示しております。次に、本プラン上における主な水道事業関連の記述については、7ページに民間委託等の推進として、それから8ページに定員管理・人事管理の適正化という目次の中で細かく記述されております。

この民間委託推進の箇所では、浄配水場の運転管理などの「第三者委託」を推進する旨、明記されております。また、人員管理の箇所では現在の上水道事業の職員数25人を最終目標年度の平成22年4月時点で21人へ人員削減するという方針が謳われております。こちらのパワーポイントはプラン上の9ページを表しており、「民間委託等の推進」の観点からは、19年度から委託導入を目指す旨を、一方「定員管理・人事管理」の観点からは、総定員数591人から22年度には516人へ75人の削減を目指す、とプランでは

明記されております。右側の黄色の数字は、水道事業会計の職員数を意味しておりまして、平成17年4月1日現在の計画では25人の配置としており、それを21人に削減をしていく。平成18年度については、前年度退職者数、市全体では13人で、水道事業会計上は1人の退職者数がいたわけですが、新規採用こちらの方では、市全体では2名程度採用すべきものとして、表示しておりますが、水道事業としましては2名程度の異動で考えていたところであります。実際は計画上の26人ではなく、24人の体制で水道事業の業務に従事しております。水道ビジョンについての記載は、プラン上では15、16ページにマーキングしており、目次「経費節減等の財政効果」で、謳われております。続きまして、水道事業会計の概要についてであります。

お手元の資料の平成16年度の水道事業会計の決算状況を元に説明させていただきます。平成16年度の収入決算額は1,317,939千円であり、この内訳は給水収益これは水道料金のことを言いますが、収入の9割近くを占めております。その他として、その他営業収益、一般会計補助金という内容になっております。支出決算額は、職員給与費が支出の約12%、札幌市からの受水費で約19%、減価償却費で約24%、支払利息で約18%という割合となっております。こちらは棒グラフをパワーポイントで現したのですが、平成16年度決算額では約五千数百万円の黒字の状況になっていることが、このグラフから分かるかと思えます。次に、水道事業会計の将来の財政シミュレーションをしてみますと、平成19年度から赤字が予測され、平成24年度石狩西部水道企業団から用水が供給される頃には1億2千万円の赤字が想定されるというシミュレーション結果が出たところであります。市職員による浄配水場の持続的な運営をしていくためには、「技術者の確保と育成」が必要ですが、先ほどお話しいたしましたとおり、市の厳しい財政状態と同時に、水道事業の経営自体も立ち行かなくなる、極めて不安定で不健全な状況であることから、簡単にはいきません。仮に、こういった将来の財政シミュレーション上の赤字の予想について何も対策を講じませんと、利益積立金での補填を考えることになっていきますが限界があります。そこで、赤字補填分先の選択肢として考えられるのは、水道料金の改定あるいは更なるコスト縮減策を検討するなど、様々な方策が考えられますが、水道ビジョンでの第三者委託を検討する旨の記述や改正水道法を契機として第三者委託について、検討を行うという選択肢も考えられるところであります。

以上のことから言えますことは、経営コストの削減を図るために違う方策を検討すべきではないか、集中改革プラン、端的に申し上げますと、人員の削減・委託の推進など徹底したスリム化の推進、また、将来、専門的水道技術職員の不足や技術力の低下を補うための方策として、第三者委託の検討を行っていく必要がある、という結論が得られたところであります。

余湖会長

止めますね。ちょっとお話しをしますが、ここに大きな紙があり、最初水道ビジョンの118ページにフローがあります。一応、事務局とも相談してこういうやり方で審議してはどうかということで、私も関わった提案でございますけども、スケジュールはさておき、進め方としてはビジョンの中でも今のお話しにあったようなことは大体話しがあった通りなんですけど、まず上水道事業は独自財産があるということではあるけれども、市職員が携っているわけですし、石狩市の政策、そういうものはどうなっているのかなということをまず確認をしたい。その上で水道事業会計の概要ということで、第三者委託の検討をしてみよう。それからもう一つ、(2)の第三者委託制度の概要は、これからお話しがありますが、これは一時期あるTV番組で民営化というようなことが、特に東南アジアで行われていて、それが、非常に問題が起きて水道が困っているというようなTV報道が一時期ありました。日本でいうのは民営化ではございませんで、その辺の第三者委託というのは

一体何なのかということをしちゃんとまず皆さんに説明して頂いて、誤解のないようにして頂きたいということ、それがア) ですね。それとイ) というのは第2あるいは第3段階の審議に向けて、今までやっているところは決して多くはないのですが、検討している所は非常に多いんですけど、実際にやっているところは非常に少なく、導入したところの問題点等を整理して、それで石狩市では何を考えるのか。そういうことを相当議論しないと、多分、市民から色んな不満や不安が出てくるだろうと。僕は、かなり大きな問題だろうと思っています。それで今日は第1段階、第2段階っていうのがですね、ビジョン 118 ページのフローなわけですが、ここで実際にこのフローに従って精査をしていって、最終的に下までいければ、第三者委託の実施に向けて具体的な検討を行うということになります。具体的な検討というのは、第3段階の色んな懸案事項をクリアできるかということ、それと実際に受託業者を設定するということはかなり難しい作業だと思いますので、具体的な中身を詰めないとなかなかゴールというわけにはいかないだろうと。従って、結構ハードルは高い部分があるかと思っています。それで、ちょっと私から事務局に確認ですが、皆さんのお手元に「石狩市集中改革プラン」というのがあります、これご覧になった方は、ホームページでも大きく出ていますが、市長の市政方針ですとかそういうものがよく出ています。先ほど事務局の説明にありましたように、例えば2ページの上のところ蛍光ペンでマーキングしていますが、「積極的に民間委託や地域協働を推進する」、あるいは7ページ以降、7ページの上の方のマーキングが非常に端的に物語っていると思いますが、「水道事業会計については、浄配水場の運転管理などの第三者委託を推進します。」って書いてあるんですね。その下にも、また「推進する」と書いてある。それから8、9、10あるいは13、15、16ページには水道ビジョンについての記述もある。これ最初に見たときに驚いたんですけども、かなり水道事業は槍玉に挙げられている。何で水道事業だけこんなに項目があがっているのかと不思議だったんですが、このような内容が集中プランに出ております。事務局に確認ですが、これ18年3月に出了たね。

これ以前の段階で、水道事業の第三者委託について、行政改革のプランの中に載ったということはないのですか。

伊藤課長

お答え致します。まず石狩市におきましては公の施設、集会所ですとか、公民館ですとか、様々な施設がありますが、こういう施設を指定管理者制度というもので、各々委託をしている現状があります。水道事業についても指定管理者制度という議論がございましたが、当時、水道法の改正があり、その中で第三者委託が可能になるという改正がございまして、厚生労働省が示す委託についてのガイドラインを参照にしつつ、水道事業については基本的に指定管理者制度ではなくて、水道法に基づく第三者委託ということを内部で決定したという形になっております。従いまして、この集中改革プランの中にも指定管理者制度と併せまして、水道事業の場合は第三者委託ということで明記がされたという経緯があります。

余湖会長

ガイドラインはいつ出来ているんですか。

伊藤課長

平成16年度末に出来るということで、私も非常に待っておりましたが、結果として、そのガイドラインは示されておられません。

余湖会長

石狩市集中改革プランの位置付けは、どう考えればいいですか。

伊藤課長

先ほどパワーポイントで説明致しましたように、まず基本的には石狩市の場合で考えますと、市の財政状況を勘案しながら、短期間で財政の立て直しを行うということが精神となつてございます。

余湖会長

いや、私が伺っているのは、議会で承認を受けて、要するにこれでやんなくちゃならないって話しになっているのかどうかということです。

鉾井部長

集中改革プランとは、議会の議決とは関係なく、これは行政内部の決定に

とどまらず、総務省への報告が義務付けられていたプランであったことから、単なる政策でも公表や報告をしております。位置付けについては、先ほど説明があったように平成12年から16年までを期間とした最初の行革実施計画が平成16年度で終了することから、空白期間をおかない形で、平成17年度中に策定するというものでありましたが、実際の策定が平成18年の3月ですから、事実上年度末になりましたけれども17年度から21年度までを期間とした集中改革プランを総務省の方針に基づいて策定をしたところがあります。集中改革プランというものは、先ほどの行革という大きな位置付けの括りの中では、石狩市として第二の行政改革というものを平成19年度を初年度とした5ヵ年計画の策定を今年度中に行い、この計画の中において集中改革プランを位置付けようとしております。併せて非常に財政状況が厳しいことから行政改革だけにとどまらず、本市として年内に財政再建計画も併せて作成する。この財政再建計画の中では、19年度予算編成に向け一般財源ベースで各部局とも前年対比20%の削減を目標としたことを、現在果敢に各部局で取り組むことを盛んにやっております。

余湖会長

我々は水道ビジョンの中で第三者委託については実施が可能かどうかを、「検討する」ということで書いております。一方で、プランにおいては「推進する」と書いてある。これはどう考えればいいのか。まずこれが第1の問題。それから水道ビジョンを策定した段階では、水道事業を取り巻く様々な懸案事項が山積しているから、第三者委託を検討しましょうと。プランでの記載についてこういうふうに書かれると、ちょっと書きすぎじゃないかなという違和感があり、万が一ここで検討をして、これからの議論が第三者ありきの議論になると非常に困惑し、そういう精神でこのビジョンは作ったんじゃないと思いますので、その点を確認したい。それと、行政のプランの中にこれだけ明記されていて水道部の中ですね、あるいは作った部局から水道部ではどう考えているんだというような意見を求められたり、行政の枠の中で活発な議論をしたという経緯はあるんですか。

鉾井部長

平成16年度から17年度にかけまして、全ての公共施設について指定管理者制度への移行についての検討をしております。その中で、水道や下水道施設についても同様に検討の枠の中にありましたが、水道施設について指定管理者制度は馴染まず、改正水道法による第三者委託の方が望ましいという方向性を水道部として考えました。ただ、その方向付けだけはどうしたら良いかということについては、きちんと検討を踏まえて行っていくことが本来ですから、議会等に諮ることがまず第一であると考えております。既に7割の施設が指定管理者制度に移行しておりますが、まだ3割は検討の余地を残しております。今申し上げましたように、水道施設については指定管理者制度として検討するのではなく、第三者委託が現実的であろうということが、プランで表現されているに過ぎません。

余湖会長

集中改革プランの16ページを見ると、ちょっと書き方が前の方としっくりしないんですが。16ページの上の方の真ん中に「新たな社会情勢に対応した最適な事業形態の選択」という書き方をされていて、水道事業の運営形態については、第三者委託制度の導入等が可能となったことから、本市の水道事業の抱える課題に対応するために最適な運営形態を、市民サービスという視点から検討を行うこと」というニュアンスとなっています。これであれば、我々も理解はできると思うのですが、こういう理解でよろしいですか。

鉾井部長

そのとおりであります。

余湖会長

ちょっと喋り過ぎてすみません。職員の新規採用計画について、これも出ていますね。これ多分、何れ第三者委託を具体的に議論していく時に、これがどうなるのか、ということも大きな条件になると思います。9ページの表、これは、こう書いてありますが、こうではない、という説明がありました

- この位置付けっていうのは、どのように考えれば良いのでしょうか。
- 鈴木部長 集中改革プランの基本精神は先ほどの第2次行政改革の流れと全くそのまままで今、そこに向かっている視点で捉えた時に、591人の職員を13%減の516人にもっていく、水道事業だけが厳しい目で見るというのではなく、市役所全体の各部局が、この目標に向かった取り組みを実践しようとしているところであります。
- 余湖会長 ただ、水道事業会計の数値を具体的にカッコ書きまでしているの、これは何でこんな書き方をするのかなと。
- 鈴木部長 総務省においては、一般行政部局の集中改革プランと企業会計毎の別枠で策定するように指示をされていました。それで、これだけの集中改革プランにあるような項目立てに沿った企業会計だけのものというものはなかなか、難しい。事実上、この行政部局の集中改革プランの中に水道事業会計だけを組み入れるといいますか、表示することはどうかということの打診をしたところ、よろしいということとなり、結果としてこういう書き方になっていることをご理解ください。
- 余湖会長 現実にはこうなる、あるいは悪くなるかも分からない、という位置付けで考えればいいのですか。
- 鈴木部長 市職員は民間のように、首を切ったりというようには、なかなかいかないものですから、どうしても職員の自然退職による手立てしかないという事情を考慮しなければならないという問題を抱えています。そういったことで、殆ど一般部局の新規採用も2名程度ですので、事実上殆ど採用しないと同じような方向付けとなっております。
- 余湖会長 全般的なことを私からお聞きしましたが、委員の皆様からご質問・ご意見をお願いします。まだ前段階ですが、どうしても後の方との繋がりが出てくるご質問・ご意見があらうかと思いますが、言ってもらった方が結構かと思います。
- 佐藤委員 いいですか。先ほど平成16年度水道事業会計の決算における円グラフがありましたけれども、今、石狩市は財政再建計画を進めるに当たり、間違っていたら申し訳ないですが、20%ぐらいの額を落とした予算編成を考えている、というお話をされていましたが。
- 鈴木部長 20%というのは、一般行政部局の目標値を指しております。企業会計ですと、独立採算性でありますので、その枠のなかで収支バランスを取っているというのはあるんですが、一般部局の財政状況が非常に厳しいことから、一般会計と企業会計との間を結ぶ繰出し、あるいは補助について相当厳しい捉え方が予想されます。まだ、一般部局から企業会計にどのような要請があるのか、予断を許さない状況にあり、一般部局から企業会計に対しても応分の措置と言いますか、要請があるのではないかと考えております。ですから、企業会計の内部で20%ということではないです。
- 佐藤委員 そうですね。固定費は別としても。
- 永井委員 そうすると、今いったようなことを含めて、新年度の予算編成に当たっては第三者委託に関して、これらの計画に狂いだとかはないんですかね。今言ったことを念頭において進めるという理解でよろしいのですか。
- 鈴木部長 そのとおりです。
- 余湖会長 はい、どうぞ。
- 佐藤委員 収入決算額の円グラフのところですが、市の財政が厳しいことの説明がありました。収入に関して市の財政が厳しいことの影響は今後、一般会計として説明できる部分もありますが、この部分がゼロになることはないにしても、水道事業の会計はどうのような見解をお持ちですか。
- 鈴木部長 一般会計からは補助金を繰出金として水道会計に支出しておりますが、補助金については2年程前に実はゼロ査定を受けまして、5年間の分割払いに

より手当てされております。当然、その年度の水道会計は赤字になったことはいふまでもありません。ここ数年の間で、赤字になったのはその平成15年度だけでして、一般会計の影響を諸に受けた年でありました。また、西部企業団に対する出資金についても一般会計からの繰出金を財源としておりますが、将来、一般会計が困窮した場合には出資金等の繰出は非常に難しくなるものと考えざるを得ません。

佐藤委員　そうなりますと、水道会計のシュミレーションを平成26年度まで行っております。まず、その見込み額ですが、一般会計補助金が一番黒字だった16年度の数値、非常に大きい額なんだけど、この部分はなしとして考えるべきなのか。あるいは、ある程度加味した上で、でもやっぱり最悪1億2千万の赤字になると予想しているのかどうかという点が1つ。繰出金の引当というのは、されているのか、どうかということについてお聞きします。

伊藤課長　法律上、認められている枠の中の繰出金、私どもでいえば繰入金については、入ってくると想定して計算をしておりますので、ご質問のように、もしそれが入ってこないことになると、当然、その幅については、もっと広がっていくというような状況になってくるものと思われます。

佐藤委員　イメージとしては、一般会計の補助金が少なくとも5千万円のマイナス、というイメージですね。それでは次に、支出決算額の件ですが、当分、その額が膨らむ理由というのは修繕費とか改修費とかで膨らんでいくのかなと思うんですけど、どれぐらい増えるイメージですか。

伊藤課長　想定しているシミュレーションでは、特に影響の大きいものとして、減価償却費等が考えられます。平成25年度から用水供給が始まり、それに伴って施設整備を行う関係上、減価償却費の増が、また受水費が伸びるという結果も出ております。

佐藤委員　仮定の話しで申し訳ありませんが、第三者委託をした時には、受水費や減価償却費などの圧縮効果は期待できるのですか。

伊藤課長　第三者委託との関係では、直接的な関わりはあまり出てこないのかなと考えておりますが、薬品費などのユーティリティー費や人件費等の部分で削減効果があるものと思われます。

佐藤委員　そうなりますと、まず薬品費の部分、平成16年度だと1.9%、それがゼロになるわけではないけれど、少しは減少するかなと。修繕費等も委託する分、減る可能性が高い。また職員給与費も最終的には21%にまで削減することなので、減った上で且つ圧縮していける部分はどの部分になるのでしょうか。

伊藤課長　本来、水道ビジョンでお示しをしました収支バランスのグラフにつきましては、今申し上げましたように各々人件費や、ユーティリティー費について、今の状況がある程度、数字が伸びていくということを想定して、各々シミュレーションをしてございます。今後とも第三者委託をしたことによって、人件費などの部分がどうなるかということについては、今後の議論の中でお示しをしていきたいと思っております。

佐藤委員　支払利息について、借り換えは出来ないのでしょうか。

伊藤課長　借り換えができるものとできないものがあり、国の方針に沿って対応しております。今の段階としては概ね借り換えのできるものは借り替えをしたという状況になっています。

佐藤委員　利益積立金は、どれぐらい残っているのでしょうか。

伊藤課長　17年度決算見込みで、約4億7千万円となっております。

余湖会長　ちょっと1つお願いがあるんですが、このグラフ、こういうグラフっていうのは数字が一人歩きするんですが、さっきのお話だとかなり幅があるような印象を受けました。次回で結構ですので最悪の場合、どのぐらいなのか、それとですね、赤字の幅と仮に第三者委託をした場合のコスト縮減幅がどの

ぐらいになるのかということがネックになるだろうと思うので、一つだけしか出ないと分からないものですから最悪、あるいは最高の場合というか、そういうような状況付けが必要かなというような気がします。他にいかがでしょうか。

菅野委員 説明では、平成19年度から赤字になると、どうして黒字から赤字になるのか。一般的でいいので。

伊藤課長 はい。平成25年に西部企業団から用水供給を受けるために施設整備等を行うことから、施設整備に関わる起債など、借金もあれば引当金の部分払い、分割払いが増えるというのが大きな原因であり、また先ほどいいましたように施設が増えますと減価償却をしていかなければいけませんので、その費用を水道料金で賄うことになり、その影響があります。何れにしましても、ご指摘を踏まえまして、この案件につきましては比較を出来るようなものを用意させて頂きます。

余湖会長 他にいかがでしょうか。最後のスライドを見せて欲しいんですが。この第三者委託を検討する理由ですが、「コスト縮減、集中改革プラン、技術力の低下を補う」、なんか違うんじゃないのかという気がするんですね、僕は、これは先ほど集中改革プランの最後の方で、市民サービスの視点ということから検討を行うということだったように、あるいは水道ビジョンの中で、サービスを低下させないということがまず原点なのであって、これからの議論もやはり、今どうしてもお金の話しになっていますが、いかに水道のサービスを低減させないで、且つコスト縮減も図りながら、水道の質を維持していくのかってということが一番大きなことだと思うので、これはちょっと集中改革プラン向けの中身だという気がしております。先にちょっと進めましょうか。第一段階ですので、それをまた受けた上でご質問を受けたいと思います。

それでは第一段階の(2)の第三者委託制度の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

開発主査 それでは、第一段階の(2)のア)について説明をさせて頂きます。第三者委託の定義を、もし委託をするとなれば受託可能者の要件、事業運営上の責任につきましてパワーポイント等で説明をしてみたいです。また、既に第三者委託制度を導入済みである先進自治体の導入理由についても併せてご説明をさせて頂きます。第三者委託の定義についてであります。水道法という法律に規定がございまして、その法律の24条の3に定義されており、端的に申しますと、水道の管理に関する技術上の業務を本市が第三者に委託することが可能になったということでもあります。その技術上の業務の具体的な内容といいますと、浄水施設などの運転管理や保守点検、水源であります井戸の監視、色・濁りなどの水質管理、薬品の在庫管理などが具体的な内容になるかと思います。ところで、水道法上は事業経営と不可分のものは委託できないとされており、例えば水道事業の基本計画や供給規定の策定、基本フレームの設定、また水源の設定及び施設開始計画並びに施設整備更新のための設計工事など、私ども水道事業者で従来通り業務を遂行する。ただ、先ほど申しましたとおり法律上では管理に関する技術上の業務の委託は可能となり、更に水道法の責任を含んだ委託となることから罰則の適用もあります、という内容となっております。次に、私ども水道事業者が想定しております委託する業務の範囲については、赤で囲っている枠内、つまり井戸などの取水施設・導水管・花川南浄水場など8つの浄水場を、更に配水池・配水ポンプなどを備えている4つの配水場を、この緑の線で囲っている枠内を包括的に委託する範囲として想定しております。次は、第三者委託の相手方、受託可能者の要件について説明させて頂きます。水道法の24条の3に規定されておまして、本市以外の他の水道事業者、水道用水を供給している事業者がそれぞれ明記されております。それと民間事業者、民間の事業者を

受託可能者とすべき部分に関しては、経理的・財政的に確固たる基盤があり、且つ技術的基礎を有している、更に受託水道技術管理者を配置できる、という縛りがあります。なお、水道法上、設置が義務付けられています水道技術管理者の責務については19条第2項第1号から8号まで規定されております。私どもが考えております委託した場合の受託者の責務範囲は、19条第2項の4・5・6・7号の各号を想定しております。逆にいいますと1・2・3・8号は従来どおり私ども水道事業者が責任をもって業務を遂行することとなります。次は、先ほど全体像のフローでご説明致しました事業運営上の責任についてお話しをさせていただきます。24条の3第6項において規定があり、委託業務の範囲内の責任は受託業者が、非常時における重要な判断についての責任は、私ども水道事業者が責任を負うこととなります。問題はリスク分担についてです。このリスクといいますのは、緊急時や災害時などの事態が生じた際の責任の分担をいい、最終的には私ども水道事業者と受託業者の双方が協議をして、リスク分担を決定していくということとなります。

ただ、水道事業者は市民に対する水道サービスの維持・向上に努めることは当然であり、委託後の責任は基本的には私ども水道事業者にあるものと認識しております。次は、第三者委託を実施する際の想定される効果についてです。大きな効果としては、コスト削減や浄配水場施設の運転管理の視点から技術力の確保が図られるものと思われます。コスト削減の具体的な審議は次回以降の当委員会の中でお話しをさせて頂く予定であります。逆に第三者委託を実施した場合の想定される不安やデメリットにつきまして、受託業者である民間企業が倒産した場合、あるいは事故発生時などの責任の所在、更には受託業者を選定する際の間違いのない業者選びが可能かどうか、などを考慮する必要があると思います。以上、第1段階（2）ア）の説明をさせて頂きました。次は、（2）イ）の他自治体の導入事例について、ご説明をさせていただきます。お手元のA3版用紙に、先進水道事業体の導入事例をまとめた資料があると思います。これは先進水道事業体に対しアンケート調査を行い、その回答結果を、給水人口、年間給水量、委託想定対象施設、導入理由や導入後の課題の観点から、まとめた資料となっております。導入した理由は何れの水道事業体も経営環境が厳しいことから、コストの縮減を図る必要があったこと、行政内部の運営方針や行政改革の中で水道事業の目指す方向性が位置付けられていた、更には専門的水道技術職員の育成が困難などの観点から第三者委託を導入した、ということが資料から読み取れるものと思います。なお、導入後の課題については、改正水道法が施行されてまだ4年程度しか経過しておらず、日が浅いですが、監視体制のあり方や受託事業者に対し業務監督の出来る専門職の養成は必要不可欠、という調査結果が得られております。

余湖会長

6枚目に受託可能者というスライドがあって、ちょっと1つだけ大前提として確認しておきたいんですけど、受託可能者として3つある。多分、石狩市の立地条件から考えると、2番目はないんですよ。1番目としては、札幌市が浮かぶんですけど、多分市民の皆様も札幌市から水を貰った方がパイプも繋がっているからいいのではないかなと、そういうふうに考えている方が多いと思います。今、石狩市の場合、1番目と3番目が残ったとしたら可能性として1番目を考える必要があるのでしょうか、ないのでしょうか。

鉾井部長

1番目の水道事業者、それは今会長がおっしゃったように札幌市であります。札幌市の意向をお伺いする範囲では、札幌市も石狩市と全く同一とはいえないですが、非常に厳しいという行財政の環境にあるということで、他の自治体の分まで管理をしていくというのは難しいとのことから、現段階では1番目については、該当し得ないかなという感じでおります。

余湖会長

分かりました。それでは最初の部分も含めてですが、もう5時近くになっ

ていますが、次回に向けて、色んな、まだちょっと抽象的な説明なので分かりにくい部分もあると思いますので、ご自由に質問を受けたいと思います。

安藤委員

第三者委託をするっていうことは、その方向で石狩市は検討していくっていうことでしょうか。しないことも有り得るんですか。

余湖会長

僕は有り得ると思います。水道ビジョンでは単純にそういう書き方ですから。それで先ほど集中改革プランとの関係を確認したわけです。ですから、まだ何も材料は出てきていないので判断のしようがない。ちょっと厳しいことを言わせて頂くと、今までの説明では石狩市は第三者委託について、内容や範囲、受託業者を具体的にどうするんだっていうことは殆どなかった。つまり、他の水道事業体がやって、こういう問題がありました、じゃあ石狩市はどう考えているのか。こんなことが考えられますよっていうお話しが出てこない、委員の皆さんは意見を出しにくく、それは非常に残念です。ここは、ある意味、言い方を変えると第三者機関ですよ。だから、水道部の方でキチンとした形のものを出して頂くことがまず前提となる。その上で我々が意見を出し合うということにならないと、非常に時間の掛かる審議となり有意義な議論はなされないと思います。限られた時間ですけど是非ご意見を頂ければと思います。

堂柿委員

傍観者的な意見っていう気持ちではないんですけど、多分水道部がおかれている状況は、集中改革プランでとにかく民間委託をすれば、それがもう正義であるというような大きな流れですよ。そういうことをしないっていうと、水道部局以外の他のみんなが一生懸命に苦勞しているのに、あなただけ水道部局だけ何もしないのかっていう状況に多分おかれるんだと思うんです。それは教育でも福祉でも、全部そうだと思うんですね。そういう状況下ですから、先ほど質問がでた円グラフ、ありますよね。こういう状況になった時に、じゃあどの部分が、どれぐらい安くなるとか、高くなるとか、そういう議論って殆ど無力だと思うんです。とにかく身軽になるために民間委託をなさ、しないのはけしからんと。その結果どうなるか、あるいは災害や何かが起こった時にもっと大きなコストを払うかもしれないですよ。そういう論点、今この場で通じないんだろうと思うんです。

余湖会長

お気持ちはわかりますけど、ビジョンの精神には反するんです。ただ、2つ問題があって1つは水道事業会計は独立採算であるっていうことですね。

それともう1つは、責任は水道事業管理者が負う。僕はそれでもいいのだったらいいですよ。別に何も議論する必要はない。けれども、迷惑をこうむるのは市民です。やっぱり今までビジョンについて審議を行ってきて、如何に市民に安定的に安全な水を供給するかっていうスタンスで議論してきたので、その気持ちはわからないでもないけれど、諦めてしまったら、もう何も議論は生まれてこない。

堂柿委員

諦めているわけではなくて、この集中改革プランがありますよね。平成14年の水道法が改正されている。周りの状況は多分、私はそんなふうに理解しています。ただ、安全で安心な水を供給する使命があるものですから公共サービス、社会資本整備っていうのか、行政内部にもプロがいて、それを受けるのもプロですよ。だから、私が個人で家を建てて行政が怒ったということはないわけです。私がど素人で家を建てた、構造計算も何もしないですよ。そういう状況は起こり得ない。出来ないようにしないとイケない。

そのために、例えば大きな都市の事例で見ますと、導入後の課題として業務完了後に請求を受け毎月払うが、この各業務毎の請求の決定額に苦慮する。

素人になっちゃったんですね、業者が50万円ですといたら、何も分からないんですよ。それは私がさっきいったような状況の取り巻きのイメージですけども、それはエゴといわれようが何といわれようが基本的な最低限のサービスを皆様に提供するためには、これだけの組織とこういう業務が必要

なんです、やっぱり全面的に言っていていいわけです。その上でなお且つ、行政、政治的な判断で駄目だって言われたら、そうですかと。後はご自由にということですよね。

余湖会長

多分、その辺りが技術力の継承とかそういうことなんですけれど、ちょっと水道ビジョンをもう一回思い出して頂いて、第三者委託の記述が76ページの(2)に第三者委託の検討っていうのがありますね。それから77ページには10年後、20年後の技術者がこういう数になるっていうことが書いてある。そしてちょっと飛びますが、80ページの②に、委託の発注方法と可能性ということで、例えばこれからの委託というのは仕様発注ではなくて、包括委託の場合には性能発注でやるんだということを、じゃあ石狩は、具体的に性能発注ってどういう性能発注をやるのか、という話しが欲しいんです。

それでないと議論が出来ないですね。以前ある講演会で眞柄先生がお話しをされていたんですが、日本の水道っていうのは水道の水質基準がありますよね。何十項目もあり1つでもアウトだと駄目なんですけれど、ほとんどの水道はその基準の値よりもはるかに低いところの水質を飲んでいる。基準を十分にクリアしている。けども怪しいところもある。

これを例えば石狩市の水道の場合だと、性能発注だといま何の性能を要求するのか。どういう形で契約を締結するのか。事務局から具体的にお話しして頂かないとなかなか難しいものがある。それからですね、例えば82ページにこういうことが書いてありますね。82ページの3行目には、「更に第三者委託後につきましても、市職員による複数監督制を採用し、受託者による浄水場などの運転管理業務を監視する必要があること、また第三者機関による公正な立場からのパフォーマンス評価などを行なうことも併せて必要であると認識しております」と。私、事務局に最初に伺ったのはここなんです。

今の段階で、例えば平成25年度に西部企業団から用水供給を受ける。その前に現在の職員の年齢構成が変わっていく、減っていくわけですよね。その時に市職員による複数監督制の採用、これは技術力のある職員だと思うんですが、こういうものは本当に確保されているのか。というのも、具体的にデータとしては示されていないですよね。先ほどの集中改革プランを見た時、そのことは実現可能なのかと。そのことは非常に大きな問題だと思うんですよね。ちょっと何というのかな、ビジョンで書いてあることから拾っても色んな問題点があって、これだけの中身では、回答が得られないなっていう気がするんですけれど。あと他にご意見ございませんか。

菅野委員

ちょっといいですか。受託者の何ていいですか、民間事業者という視点から委託業務内容の技術レベルを色々と検討されていると思いますが、水道部では、どのようにして民間事業者の情報収集をしているんですか。おそらく第三者委託をするという立場から考えた場合に、それ相応の受託能力があるということを前提としていると思いますが、今の説明だけでは私どもはなかなか理解できない。果たして、民間に委託しても効果がすぐに現れるものなのか。

余湖会長

水道法上で受託業者の選定手続きに関する規定っていうのはあるんですか。受託先の選定方法と、その根拠ですね。例えば先ほど、先進事業体のような場合に、業者選定手続きがどのように行われたのかが出ていない。

伊藤課長

ただいまのご議論は、業者選定に関わる具体的な部分のご指摘かと存じますが、次回の委員会におきまして協議をして頂こうと思ってございます。

余湖会長

それと、忘れていました。この前の施設見学に行かれた時に、意見交換会を行なった旨、聞いております。その資料を配ってもらえますか。私は欠席しておりますが、一応こういう意見が出たということで、これも当然これからの審議の中で生かすという前提で考えております。どなたが発言したかの云々は書いてありませんけど、この中身と関連させて更に付け加えたいというような

ご意見などあれば、いかがですか。

永井委員 今日、第三者委託の諮問を受けました。これまでに石狩市の水道ビジョンについて、3回の審議を重ね一通り説明を受けてきましたよね。説明が水道事業に関する話しですから施設の更新から、財政から、何やら沢山ありました。今回は第三者委託について、ということでの議論だと。我々は第三者委託を判断する材料として、経営コストの削減の観点から議論するのが一番かなと思います。ただ、大前提として、市民に対する水道サービスの低下を招きませんよと。

そのスタンスの下での削減の議論となりますよと。それであれば、来年度以降具体的に、こうしたところを第三者委託にした場合、これだけの具体的な削減効果が出ますよ、人件費効果はこれだけありますよといわれれば、それなりに1つの目安としてあるのかなと思います。それからあと、表現についてですけども、専門的水道技術職員の採用については、不足に伴い技術力の低下を補うためだといっていました、色々な意味の書き方をすれば、何かこれは変じゃないのかなと。また、現行体制で推移した場合と第三者委託を選択した場合の違いっていいですか、そういうものが少しでも見えていれば、もう少し議論として進むのであろうかなと思いました。

余湖会長 そこが一番説得力がないですよ。ちょっと議論をする材料が、具体的なものがない。それと今のお話はまさに、第三者委託をするか、しないかという一番重要なことだと思います。それと先ほど申し上げましたけど、全国の先進地事例が載ってるが、じゃあどうなんだっていうことなんですよ。今ここで議論するのは、石狩市の水道の第三者委託についてなんです。であれば、例えば修繕費っていったって、予定している修繕費以上のものが掛かったらどうなるんだろう、それは非常に心配ですよ。あるいは浄水場が沢山ある、施設は老朽化している地下水が水源となっている。しかも、簡易水道を統合していかなければならない。このような石狩ならではの状況があるわけで、石狩の水道の問題点がなんであって、特に第三者委託をする時には、何処に最新の注意をはらいながら気をつけなければいけないのか。そういう問題点をきちんと洗い出さないと、ただ他の水道事業者がやっているから同じことを考えればいいですよっていうレベルのことではないだろうと。他に何かご意見ございませんか。

永井委員 先ほどの説明では、民間事業者の要件として経理的・技術的基礎を有しているものでなければならないとのお話しでしたが、例えば、こうした実績がありますとか、あるいはこうした技術職人や専門性をもった人がいるとか具体的内容を知らせて頂きたい。

菅野委員 今の実態からすると、例えば花川南浄水場には何人かの市の職員が勤務していると思うんですね、そういう人が多分。今度の民間委託で包括されると、職員の人件費が急激に減るわけではないですから、一時的に考えれば、ある時期には経費が多くかかるかもしれない。それは職員を一般会計の部局に異動するかなにかすれば、人的なバランスは取れるかもしれませんが、民間委託をすれば、すぐ費用効果が出てくるかっていうことではないと思います。ある面で何年かのスパン、3年でも4年でもすると、そういう形が、形として見えてくるのではないかというふうに考えますが、今これやったから、ストレートにこれだけ何千万、何百万円すぐに効果が現れるかということではないような気がします、どうなのでしょう。

銚井部長 先進地事例の契約期間をみますと、大体3年から長いところで5年間となっております。一部の先進地においては月々の支払いに窮しているというような事例があり、そのような事情は正直わからないところですが、通常は、3年間あるいは5年間の契約をすると一括契約金額になりますから、それを12分割、3年ですと36分割で支払うのが通常だと考えられますが、おそらく、月々の変額要素がある契約になっていると思われます。ただ、契約金の総額については、一般的には10%～20%ぐらいは行政機関が直轄で行うより安価である

という事例となっています。何れに致しましても、今いわれました指摘事項につきましては、2回目以降に具体的な資料をもってご説明させていただきます。

余湖会長 他に何かご意見ございませんか。ちょっと終了のチャイムの音が終わってからにしましょうか。終わりましたね。はい、お願いします。

安藤委員 今私たちが検討しているのは第三者委託をするっていうことに基づいて、色々意見を出し合っているんですけども、今までの業務内容のやり方の一層の効率化といいますか、市の職員の方、それから嘱託職員の方たちで、もっと効率的な運用を心がけコストを削減していける方法は、本当にないんでしょうか。そして外部に委託をすれば安く出来ることも沢山あると思いますが、それで大丈夫なのかと考えます。私は、水に関しては、やっぱりちょっと不安があるんですよ。コスト削減についても、第三者委託をすれば安くなるということであれば、今までの方法で職員の方々に、それができないんだろうかと、非常にそこが疑問です。今まで豊富な経験や技能を持った人たちが、なぜできないんだろうかという思いが非常にあります。

余湖会長 出発点としては、誰でもそう考えるんですよ。

佐藤委員 あ、いいですか。私も同じでして、受託してくださる業者っていうのは、その10%~15%安い価格で受けても更に利益を出してやっていける。色々な要素が重なりあって受託をされているわけですが、委託後のモニタリングなどについてコストも含めて実際どうなるのかなっていうのがすごく疑問です。

余湖会長 フローでも、最終的にはコスト縮減効果の評価って書いてあるんですよ、だから、コストがどれだけ下がったら効果があるのかっていうことですね。それと、実はこれだけではなくて陰に隠れて、ちゃんとサービスが維持されるのかっていうことが非常に大きな問題としてあり、そういう点では高度な判断が必要となってくるんですね。あまりにも第三者委託ありきの議論だとちょっと危険がある、判断を間違える場合がないとはいえない。ただやっぱり、僕も技術屋の端くれですけども、今一番問題なのは、色んな自治体で、特に小さい自治体であればあるほど技術職を採用しない。石狩市もまさにそうですね。技術職を追い出す。こんなに技術屋をいじめて、日本の将来はどうなるのか、本当にそう思っております。例えば公務員試験でも道・開発局は一人も取らない。

昔は何十人と取ったんですよ。道にしても然りですよ。そういう善し悪しは別として技術屋を補充しないっていうよりは、要するに市全体を補充しないで縮減する、どうもそういう世の中の流れでして、ですから最初に伺ったのは職員の計画がこれだけ減らすといっても結局、技術屋を先に減らされるっていうことであれば、技術力の低下、システムを維持できないですね、現実問題ね。

そういう問題は現実としては出てきます。でもそれじゃあ駄目だと、やっぱり1名又は2名は、という選択肢もあると思います。

堂柿委員 よろしいですか。私は委託の制度の作り方に、希望を託しています。例えば、私が家を建てる時にはですね、何々ホームの大きな、年間売上が何十億のハウスメーカーに頼むかという、私はそうするかもしれないし、そうしないかもしれない。案外、親方1人、子分1人の小さな工務店がいい家を作ってくれて、後々面倒を見てくれることもある。だから私は先ほど配られた施設見学会の時の意見に阿吽の呼吸という言葉は私は喋っているんですが、阿吽の呼吸っていうのは見方によっては、また、悪巧みをしてるんだろうといわれるんですけども、決してそうではなくて、受託業者との無用なトラブルや裁判を回避するために古来日本流の企業風土や文化・伝統を上手に活用するなどして、業者選定を検討していく必要があると思っております。

余湖会長 事業をどうするのかですね。なかなか難しいことですよ。ちょっともう時間ですね。

鉾井部長 先ほど申し上げましたが、定員・人事管理について、新規職員の採用はもうできない状況にあることのご理解を頂きたいと思います。

- 安藤委員 もっと合理的に効率的に出来る部分を発見して、技術的なところへの配分を今までどおり維持していくという考えにはならないのでしょうか。
- 余湖会長 いかがでしょうか。
- 銚井部長 既に水道事業会計の将来像については先ほど申し上げたところですが、この辺を振り返りましても平成11年度28名の水道職員が、平成18年度は24名であるという現状となっており、7年間で既に4名の削減であります。更に平成21年度までに4名の削減を行わなければならない事情があるということ、相当ご理解を頂いていると思ったんですが。それぐらい厳しい環境下にあるということです。
- 余湖会長 ただ、問題なのは百歩譲ったとしても最終の責任は水道部にある。はっきりいえば、委託業者のいいなりにならないかっていうことですよね。このアンケート結果を見ても、その辺をみんな苦労していることが読めるんですよね。だから結局、さっきの性能発注の話しではありませんが、やはり監視していく能力のある職員がいなくちゃ駄目ですよ。でもそれが本当に確保できるのか、あるいは確保ができないとしたら、それに代わるシステムが保障されるのか。そこがやっぱり僕は、市民の不安を取り除くためには、かなり大きなウェイトを占めると思います。その辺の仕組みは、ある意味完全には出来ないんですよ。今スタートしたばかりだから。古い職員というか、経験のある職員は、今いても5、6年経過するといなくなりますから、その時に問題となってくる。
- 安藤委員 その間に、水道の技術職員を養成するということは、できないのですか。
- 余湖会長 さっき申し上げたとおり、ビジョンでは技術職員を複数確保するって書いてあります、ここに。そうですよね。確保するって書いてある、水道ビジョンの中に。それであれば水道部としては、そういう努力をするということをしちゃんと明言してもらって、平成25年度以降はこういう体制で、職員体制でいくんだっていうようなことを具体的に示して頂けないと、議論ができないですね。暑い中、もう5時30分になりますので、終わりたいと思います。よろしいですか。それでですね、事務局にちょっと確認です。一応のスケジュールは12月までですか。ひょっとしたら、もうちょっと時間がかかるのかなっていう気がしております。1つお願いがあります。次回の委員会では118ページのフローに従って、コスト縮減効果がどれぐらいなのかっていうことを議論したい。これはなるべく2回、3回に分けないで一気にやりたいという気持ちがあります。ただ、それを十分な議論とするためにはデータをきちんと整理されたものを是非、準備願いたい。でないと我々は議論のしようがありません。今日は欠席の委員の先生方が多いので、本質的な議論はしていませんが、ちょっと経過報告をして頂くことと、次回は復習から始めた方がいいのかなという気がしています。これからはある意味、僕は水道ビジョンよりもこっちの方がよっぽど大きな問題だと思っており、皆さんにご苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。ではこれで終わります。ありがとうございました。
- 事務局にお返しします。
- 開発主査 次回の委員会の開催日程については会長と調整をさせて頂き、決定次第ご連絡したいと思います。なお、今回の署名委員は、土門委員と安藤委員になります。よろしくお願い申し上げます。
- 伊藤課長 それでは、これをもちまして運営委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(終 了)

平成18年10月20日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員
土 門 隆 一

議事録署名委員
安 藤 牧 子